

証券コード 7518

ネットワンシステムズ株式会社

つなぐ ∟ むすぶ ∟ かわる



第37回 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

日時：2024年6月26日(水) 午前10時 (受付開始 午前9時)
場所：東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス (KITTE 4階)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

招集通知閲覧も
議決権行使も
スマホで簡単

 **スマート招集**

招集通知の閲覧はこちら



QRコードによる議決権行使

議決権行使書を
ご用意ください



新たな価値を創造し 新しい未来を切り拓くチャレンジの場 “netone valley” を開設

CONCEPT

新たな価値を生みだすこと。新しい未来を切り拓くこと。

そのために誕生した空間、
[netone valley]。

個々の進化をかなえるだけでなく、
あらゆるヒト・モノ・コトをつないで、イノベーションの創発を実現してゆく。
ここは、無限の可能性に満ちた場所です。

うまれるアイデア、ひろがるネットワーク



イノベーションの創発

年齢や職種、企業や社会など多様な交流を通じて、イノベーションを創発し、新たな価値を生みだす。



新たなスタイルを確立する新ワークプレイス

コミュニケーションを促す風通しの良い空間で、コラボレーションやシナジーに加速をもたらす。



進化し続ける“匠の技術”を体現

最先端のテクノロジーを追究し続けると同時に、多種多様なヒト・モノ・コトをつなぐ存在へ。



ライフを中心とした新しい働き方

新しい学びや発見、出逢いや体験を積み重ね、一人ひとりの人生の充実を図り、可能性を解き放つ。

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。ここに、当社第37回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社は、「人とネットワークの持つ可能性を解き放ち、伝統と革新で豊かな未来を創る」ことをPurpose（志、大義）として掲げ、経営基盤の強化と成長戦略の遂行に取り組んできました。企業文化改革の定着を図るとともに継続した事業成長の礎を築き、守りの経営と攻め経営の両立によって企業価値向上に向けた取組を進めております。中長期ビジョン「2030年のありたい姿」に向けて、ネットワークの匠として、また、リーディングカンパニーとして、当社の価値を創造してまいります。

2023年5月には「新しい価値を創造し豊かな未来を切り拓くチャレンジの場」としてイノベーションセンター（netone valley）を新たに開設いたしました。働き方の変化に応じたワークプレイスとして広く社会との接点を設け、人と人とのネットワークによって生み出されるイノベーションで、社会課題の解決に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、伝統と革新で「豊かな未来」を創造する当社グループを引き続きご理解・ご支援くださいますよう、お願い申し上げます。

ネットワンシステムズ株式会社
代表取締役社長

竹下 隆史



招集ご通知

株主各位

証券コード 7518
(発信日) 2024年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月29日

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
ネットワンシステムズ株式会社
代表取締役社長 竹下 隆史

第37回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.netone.co.jp/ir/stock/meeting/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき「第37回 定時株主総会」関連資料よりご確認ください。)



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ネットワンシステムズ」を、又は「コード」に当社証券コード「7518」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択してご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、「議決権行使についてのご案内」（5ページから7ページ）のとおり書面又はインターネット等によって議決権を行使できますので、株主総会参考書類（8ページから24ページ）をご検討いただき、**2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使ください**ませようお願い申しあげます。

敬具

記

日時	2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
場所	JPタワー ホール&カンファレンス（KITTE 4階）（東京都千代田区丸の内二丁目7番2号） ※本総会のライブ配信を行います。視聴方法は4ページをご確認ください。
目的事項	報告事項 1. 第37期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第37期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

第37回定時株主総会ライブ配信のご案内

ご自宅等から本総会をご視聴いただけるようライブ配信を実施いたします。

開催日時

2024年6月26日（水）午前10時（午前9時半よりライブ配信にご参加いただけます。）



ライブ配信視聴 URL

<https://v.sokai.jp/7518/2024/netone/>



ID・パスワードはお手元の招集ご通知をご確認ください。

※ ご使用機器や通信環境によってご視聴いただけない場合がございます。また、ご視聴いただくための通信料につきましては株主様にてご負担いただきますようお願い申し上げます。

※ その他詳細は当社ウェブサイトでもご確認いただけます。

<https://www.netone.co.jp/ir/stock/meeting/>

事前質問の受け付けについて

返送書面の余白や、インターネット等での議決権行使後のアンケートに、ご意見・ご質問を記載いただけます。

株主の皆様のご関心が高い事項については本総会でご説明し、後日、その内容を当社ウェブサイトに掲載いたします。

電子提供措置事項に関するご案内

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してお送りする書面には記載しておらず、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 事業報告の「主要な事業所」、「従業員の状況」及び「会社の新株予約権等に関する事項」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。株主総会参考書類（8ページから24ページ）をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の4つの方法がございます。



QRコードを読み取る方法「スマート行使」

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙の右下「スマート行使」用QRコードをスマートフォン又はタブレット端末で読み取り、賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2024年6月25日(火曜日) 午後 5時30分 受付分

詳細は6ページをご覧ください



議決権行使コードを入力する方法

当社が指定する下記の議決権行使ウェブサイトにおいて議決権の行使が可能です。
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限

2024年6月25日(火曜日) 午後 5時30分 受付分

詳細は6ページをご覧ください



書面の郵送による議決権行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限

2024年6月25日(火曜日) 午後 5時30分 到着分

詳細は7ページをご覧ください



株主総会へのご出席による議決権行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)

株主総会開催日時

2024年6月26日(水曜日) 午前 10時

詳細は7ページをご覧ください

インターネット等による議決権行使

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は一回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

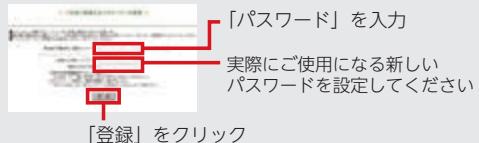
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の右下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の右下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイトに関する お問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上による株主利益の増大を目指すとともに、経営基盤の拡充と成長力の源泉である株主資本の充実を図り、長期にわたり安定的かつ業績を適正に反映した利益還元を行っていくことを基本方針としております。

1. 期末配当に関する事項

上記基本方針のもと、配当性向につきましては、連結配当性向40%を目安に、業績推移や財務状況、中期経営計画の進捗等を総合的に勘案して決定しております。

第37期の期末配当につきましては、通期の業績等を踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭	
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき	金40円
	配当総額	3,171,923,720円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月27日	

なお、中間配当金を含めました第37期の年間配当金は1株につき金77円（連結配当性向は45.3%）となります。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	4,800,000,000円
増加する剰余金の項目及びその額	別途積立金	4,800,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いします。

なお、各候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名諮問委員会の答申を経ております。監査等委員会から、指名諮問委員会が取締役に答申した各候補者について、その決定方針及びプロセスを確認した結果、これらは適切であり当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として適任と判断した旨の報告を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性	取締役会出席状況	在任年数
1	たけした たかふみ 竹下 隆史	代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者（CEO） 指名諮問委員会委員	再任 男性	18/18 (100%)	3年3か月 (取締役6年)
2	たなか たくや 田中 拓也	取締役 執行役員 最高執行責任者（COO）	再任 男性	18/18 (100%)	6年
3	いとう まや 伊藤 真弥	社外取締役 取締役会議長 指名諮問委員会委員 報酬諮問委員会委員	再任 社外 独立 女性	18/18 (100%)	3年
4	わだ まさよし 和田 昌佳	社外取締役 報酬諮問委員会委員長	再任 社外 独立 男性	18/18 (100%)	2年
5	うみの のぶ 海野 忍	社外取締役 指名諮問委員会委員長	再任 社外 独立 男性	15/15 (100%)	1年
6	うえはら ゆか 上原 祐香	—	新任 社外 独立 女性	—	—

(注) 海野忍氏の取締役会出席状況は、2023年6月23日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号

1

たけした たかふみ

竹下 隆史

1965年3月28日生

再任

男性



略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1988年4月 アンガマン・バス株式会社入社
1989年5月 当社入社
2006年4月 ネットワークサービスアンドテクノロジーズ株式会社（現 ネットワンシステムズ株式会社）
テクニカルサービス本部執行本部長
2009年6月 同社取締役
2011年7月 当社執行役員
2018年6月 当社取締役 執行役員
2021年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者（CEO）（現任）

現在の当社における地位

代表取締役社長
社長執行役員
最高経営責任者（CEO）

担当

指名諮問委員会委員

所有する当社の株式の数

66,728株

取締役会への出席状況

18/18(100%)

指名諮問委員会への出席状況

10/10(100%)

取締役候補者とした理由

竹下隆史氏は、技術部門での長年にわたる実務を通して培ったテクノロジーに関する豊富な経験と実績を有しており、2018年6月に取締役に就任後は、管理部門等の担当取締役としてグループ全体の業務管理体制の強化等に努めてまいりました。また、2021年4月に代表取締役社長に就任後は、強力なリーダーシップを発揮し、企業理念の策定・浸透、コーポレート・ガバナンス改革、グループ全体の内部統制強化、企業風土・組織改革等を牽引し、当社グループに対する信頼の回復を実現してまいりました。現下の当社の経営課題は、事業の成長であるところ、同氏は、組織体制・事業戦略の見直しに取り組むことにより中期経営計画の目標を達成すべく、全社を力強く牽引しているところであり、当社グループの企業価値の向上に努めております。

これらのことから、取締役会は、当社の企業価値のさらなる向上のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者となりました。

株主総会参考書類

候補者番号

2

た な か た く や

田中 拓也

1969年4月7日生

再任

男性



略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1992年4月日本ユニシス株式会社（現 BIPROGY株式会社）入社
1996年8月日本シスコシステムズ株式会社（現 シスコシステムズ合同会社）入社
2000年8月同社西日本営業本部長
2009年4月当社入社 ネットワンパートナーズ株式会社 西日本営業本部長
2013年4月同社執行役員
2014年4月同社取締役 執行役員
2017年4月当社執行役員
2017年4月 ネットワンパートナーズ株式会社取締役 常務執行役員
2018年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員（現任）
2018年6月 当社取締役 執行役員
2021年6月 当社取締役 常務執行役員
2022年4月 当社取締役 専務執行役員 最高執行責任者（COO）
2024年4月 当社取締役 執行役員 最高執行責任者（COO）（現任）

現在の当社における地位

取締役
執行役員
最高執行責任者（COO）

所有する当社の株式の数

15,195株

取締役会への出席状況

18/18(100%)

重要な兼職の状況

ネットワンパートナーズ株式会社 代表取締役社長 社長執行役員

取締役候補者とした理由

田中拓也氏は、営業部門での長年にわたる実務及び当社子会社経営者としての豊富な経験と実績を有しており、2018年6月に取締役に就任後は、営業部門等の担当取締役及び最高執行責任者（COO）として営業部門の強化と健全な業務管理体制の構築に尽力するとともに、企業理念の策定・浸透やグループ全体の内部統制強化等に取り組んでまいりました。また、利益率改善に向けた取組みやステークホルダーとのリレーション強化に対してもリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値の向上に努めております。

これらのことから、取締役会は、当社の企業価値のさらなる向上のためには、同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

いとう まや

伊藤 真弥

1976年12月28日生

再任

社外

独立

女性



略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

2002年10月 弁護士登録 あさひ・狛法律事務所（現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所
 2007年 7月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）出向
 2010年 4月 駿河台大学法科大学院 非常勤講師
 2012年 8月 独立行政法人中小企業基盤整備機構 中小企業大学校 講師
 2016年 1月 西村あさひ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）パートナー（現任）
 2019年 6月 株式会社オプティマスグループ 社外取締役（監査等委員）（現任）
 2021年 4月 ヒューマンライフコード 株式会社社外監査役（現任）
 2021年 6月 当社社外取締役（現任）
 2023年 4月 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 社外取締役（監査等委員）（現任）

現在の当社における地位
社外取締役所有する当社の株式の数
559株

取締役会への出席状況

18/18(100%)

指名諮問委員会への出席状況

10/10(100%)

報酬諮問委員会への出席状況

9/9(100%)

担当

取締役会議長 指名諮問委員会委員 報酬諮問委員会委員

重要な兼職の状況

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー
 株式会社オプティマスグループ 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

伊藤真弥氏は、弁護士、他社における監査等委員である社外取締役等としての豊富な経験と知識を有し、コーポレート・ガバナンス及び法律・コンプライアンスの専門家としての積極的な意見・提言を行っております。2022年6月からは取締役会の議長として、アジェンダセッティングや議事進行でイニシアチブを発揮し、また特に取締役会の実効性に関する審議の場面では議論を主導し、現状分析や改善策に関するPDCAサイクルの実行に尽力されるなど、社外取締役が積極的に議論や問題提起をし易い雰囲気醸成し、自由闊達で建設的な議論・意見交換の場としての実効的な取締役会の実現に大きく貢献しております。

これらのことから、今後も引き続き、経営の監督機能の強化等に寄与していただくことを期待して、取締役会は、同氏を社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者と当社との特別の利害関係

伊藤真弥氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のパートナーであり、当社は同事務所のシンガポール事務所との間で、以下の関係がありますが、当社の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

関係先	取引の内容	取引規模	説明
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業シンガポール事務所	特定案件に係る法律事務の委任	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の年間収入の0.1%未満	当社は同事務所に所属する同氏以外の弁護士に依頼しており、同氏が当社の案件に携わることは一切ありません。また同事務所との間に顧問契約はありません。

候補者番号

4

わだ まさよし

和田 昌佳

1959年1月5日生

再任

社外

独立

男性



略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1983年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社
 2007年 7月 同社執行役員 VP グローバル・エンジニアリング・ソリューション担当
 2008年 5月 キヤノンマーケティングジャパン株式会社 経営企画本部付本部長
 2010年 3月 キヤノンITソリューションズ株式会社 取締役 上席執行役員 基盤事業本部長
 2013年 3月 同社取締役 上席執行役員 基盤事業本部長 兼 キヤノンITSメディカル株式会社取締役
 2014年 1月 キヤノンITソリューションズ株式会社 取締役 上席執行役員 SIサービス事業本部副本部長
 2016年 3月 同社常勤監査役
 2020年 3月 ソフトマックス株式会社 取締役（開発部門担当）
 2022年 6月 当社社外取締役（現任）

現在の当社における地位
社外取締役

所有する当社の株式の数
727株

取締役会への出席状況
18/18(100%)

報酬諮問委員会への出席状況
9/9(100%)

担当

報酬諮問委員会委員長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

和田昌佳氏は、企業経営者としての経験及び情報通信事業分野の豊富な知見・経験を有し、企業経営、テクノロジー及びリスク管理等の観点から積極的な意見・提言を行っております。また、報酬諮問委員会の委員長として、役員報酬水準・構成や賞与の指標、割合等のテーマに対して、株主等のステークホルダーの観点から積極的に意見・提言等を行い、役員報酬制度の透明性の確保及びアカウンタビリティの向上に大きく貢献しております。

これらのことから、今後も引き続き、経営の監督機能の強化等に寄与していただくことを期待して、取締役会は、同氏を社外取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

和田昌佳氏は、キヤノンITソリューションズ株式会社、キヤノンITSメディカル株式会社及びソフトマックス株式会社の出身者であり、当社は各社との間で以下の関係がありますが、いずれも当社の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

出身会社	取引の内容	取引規模
キヤノンITソリューションズ株式会社 2016年3月まで在籍	機器販売等	当社の当期売上高の約0.2%
	機器仕入等	同社の2023年12月期の売上高の約0.1%
キヤノンITSメディカル株式会社 2016年3月まで在籍	機器販売等	当社の当期売上高の0.1%未満
ソフトマックス株式会社 2022年3月まで在籍	機器販売等	当社の当期売上高の0.1%未満

候補者番号

5

うみのしのが

海野 忍

1952年8月4日生

再任

社外

独立

男性



略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1975年 4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社
 2003年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 取締役 経営企画部長
 2008年 6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役副社長
 2012年 6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 代表取締役社長
 2018年 6月 株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役
 2019年 5月 株式会社テラスカイ 社外取締役
 2020年 6月 株式会社日立国際電気 社外取締役
 2021年 6月 日本アビオニクス株式会社 社外取締役（現任）
 2021年 7月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 シニアアドバイザー
 2023年 6月 当社社外取締役（現任）
 2024年 4月 学校法人北野学園 理事（現任）

現在の当社における地位
社外取締役所有する当社の株式の数
1,038株取締役会への出席状況
15/15(100%)指名諮問委員会への出席状況
9/9(100%)

担当

指名諮問委員会委員長

重要な兼職の状況

日本アビオニクス株式会社 社外取締役
 学校法人北野学園 理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

海野忍氏は、企業経営者としての経験及び情報通信事業分野の豊富な知見・経験を有し、企業経営、テクノロジー、人事／企業風土・組織改革及びガバナンス等の観点から積極的な意見・提言を行っております。また、指名諮問委員会の委員長として、社外取締役候補者の選定プロセスに対する主体的な関与、取締役会のスキル・マトリックス見直しの提言及びCEOをはじめとする経営層のサクセッションプラン対象者との面談等を通して、取締役と執行役員の選解任プロセス及びサクセッションプランのモニタリングに大きく貢献しております。

これらのことから、今後も引き続き、経営の監督機能の強化等に寄与していただくことを期待して、取締役会は、同氏を社外取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

海野忍氏は、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社の出身者（2023年6月まで在籍）であり、当社は同社との間に以下の関係がありますが、当社の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

関係先	取引の内容	取引規模	説明
エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 2023年6月まで在籍	機器販売等	当社の当期売上高の約0.2%	同氏は、2023年6月まで同社の「シニアアドバイザー」でしたが、シニアアドバイザーは、会社法施行規則第2条第3項第6号の業務執行者には該当しません。
	機器仕入等	同社の2024年3期の売上高の0.1%未満	

候補者番号

6

うえはら ゆか

上原 祐香

1969年10月2日生

新任

社外

独立

女性



略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1993年 4月 ゴールドマン・サックス証券会社（現 ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社
 1994年 7月 メリルリンチ証券株式会社（現 BofA証券株式会社）入社
 2007年 2月 同社株式資本市場部 マネージングディレクター
 2012年 3月 同社資本市場部門 株式資本市場部長 マネージングディレクター
 2015年11月 みずほ証券株式会社入社 エクイティグループ金融戦略部 ディレクター
 2016年 4月 同社プロダクツ本部 エクイティキャピタルマーケット第一部長
 2018年 4月 同社投資銀行本部 シニアエグゼクティブ
 2019年 7月 JPモルガン証券株式会社入社 投資銀行本部株式資本市場部 マネージングディレクター
 2021年12月 Retty株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
 2022年 5月 プレミアアンチエイジング株式会社 執行役員コーポレートコミュニケーション本部長（現任）

現在の当社における地位

—

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

—

重要な兼職の状況

Retty株式会社 社外取締役（監査等委員）
 プレミアアンチエイジング株式会社 執行役員コーポレートコミュニケーション本部長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上原祐香氏は、証券会社での長年にわたる経験を通して培ったファイナンス・資本戦略分野の豊富な知見・経験、及び他社における監査等委員である社外取締役としての経験を有しております。独立した客観的な立場で、主に財務／会計等の観点から当社経営の監督を行っていただくことを期待し、取締役会は、同氏を新たに社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

また、同氏の選任が承認された場合には、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、当社取締役会が備えるべきスキル及びCEOをはじめとする経営層のサクセッションプラン等、並びに役員報酬制度の客観性、透明性及びアカウンタビリティ等のモニタリングを通して取締役会の監督機能の充実に尽力していただく予定であります。

候補者と当社との特別の利害関係

上原祐香氏は、みずほ証券株式会社の出身者（2019年6月まで在籍）であり、当社は同社との間に以下の関係があり、当社の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

関係先	取引の内容	取引規模
みずほ証券株式会社 2019年6月まで在籍	機器販売等	当社の当期売上高の約1.2%

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、伊藤真弥氏、和田昌佳氏及び海野忍氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。また、上原祐香氏の選任が承認された場合、当社は同氏を新たに独立役員として届け出る予定であります。
 3. 当社は、伊藤真弥氏、和田昌佳氏及び海野忍氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を責任の限度額とする旨の責任限定契約をそれぞれ締結しており、各氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、上原祐香氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 上原祐香氏の戸籍上の氏名は、小野祐香であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を受けた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、各候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名諮問委員会の答申を経ており、また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	在任年数
1	<small>のぐち かずひろ</small> 野口 和弘	社外取締役 (常勤監査等委員)	再任 社外 独立 男性	18/18 (100%)	13/13 (100%)	2年
2	<small>きうち みつる</small> 木内 充	取締役	新任 男性	18/18 (100%)	—	—
3	<small>いづか さちこ</small> 飯塚 幸子	社外取締役 (監査等委員)	再任 社外 独立 女性	18/18 (100%)	13/13 (100%)	2年

候補者番号

1

のぐち かずひろ

野口 和弘

1957年6月6日生

再任

社外

独立

男性



略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1985年 9月 監査法人中央会計事務所入所
 1989年 3月 公認会計士登録
 2000年 7月 中央青山監査法人 パートナー
 2007年 8月 新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）シニアパートナー
 2019年 7月 野口和弘公認会計士事務所設立（現任）
 2020年 6月 株式会社ニチリョク 社外監査役（現任）
 2021年 6月 当社常勤社外監査役
 2022年 6月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

現在の当社における地位

社外取締役
 （常勤監査等委員）

所有する当社の株式の数

335株

取締役会への出席状況

18/18(100%)

監査等委員会への出席状況

13/13(100%)

重要な兼職の状況

野口和弘公認会計士事務所 所長
 株式会社ニチリョク 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野口和弘氏は、2021年6月に当社社外監査役に就任後、公認会計士として培ってきた財務・会計に関する幅広い知見・経験の観点から積極的な意見・提言を行ってきた経験を有しており、2022年6月に監査等委員である社外取締役に就任後も、当社の経営及び取締役の職務執行を客観的かつ中立的に監督しております。今後も引き続き、経営の監督機能の強化等に寄与していただけると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号

2

きうち みつる

木内 充

1958年12月26日生

新任

男性



略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1981年 4 月 東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）入社

2009年 7 月 同社長野支店長

2012年 6 月 同社関西業務支援部長

2013年 6 月 同社執行役員

2015年 7 月 社会保険診療報酬支払基金 常勤監事

2019年 7 月 東京海上日動ファシリティーズ株式会社 常勤監査役

2021年 3 月 当社顧問

2022年 4 月 当社専務執行役員

現在の当社における地位

取締役

2022年 6 月 当社取締役 専務執行役員

所有する当社の株式の数

11,699株

2023年 4 月 当社取締役 専務執行役員 最高人事責任者（CHRO） 最高リスク管理責任者（CRO）
最高コンプライアンス責任者（CCO）

取締役会への出席状況

18/18(100%)

2024年 4 月 当社取締役（現任）

監査等委員会への出席状況

—

担当

報酬諮問委員会委員

取締役候補者とした理由

木内充氏は、他社における人事部門や内部監査部門及び経営幹部としての経験に基づいた豊富な実績を有しております。2021年3月に当社入社後は、内部監査の強化に向けた各種取組を主に支援し、2022年4月の専務執行役員就任以降は、最高人事責任者（CHRO）、最高リスク管理責任者（CRO）、最高コンプライアンス責任者（CCO）として、企業理念の浸透活動や企業風土・組織改革、人事制度の再構築、リスクマネジメント及びコンプライアンス体制の整備等、幅広い領域において尽力してまいりました。加えて、報酬諮問委員会の委員として役員報酬制度の刷新や、ガバナンス分野においても取締役会の実効性向上に向けた各種施策の遂行を牽引するなどして、当社グループの企業価値向上に大きく貢献しております。

これらのことから、取締役会は、他社及び当社における幅広い分野に関する豊富な知見を通じて、経営の監督機能の強化等に寄与していただけると判断したため、同氏を新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

いづか さちこ

飯塚 幸子

1969年9月16日生

再任

社外

独立

女性



略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1994年10月 学校法人大原学園大原簿記学校入社
 1998年 4月 公認会計士登録
 2000年 1月 株式会社ディーバ（現 株式会社アバント）入社
 2012年 3月 株式会社ラウレア 代表取締役（現任）
 2019年 6月 株式会社幸楽苑ホールディングス 社外監査役
 2019年 9月 株式会社BeeX 社外監査役（現任）
 2020年 6月 当社社外監査役
 2021年 3月 センクス監査法人 代表社員（現任）
 2022年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

現在の当社における地位

社外取締役
 （監査等委員）

重要な兼職の状況

株式会社ラウレア 代表取締役
 株式会社BeeX 社外監査役
 センクス監査法人 代表社員

所有する当社の株式の数

869株

取締役会への出席状況

18/18(100%)

監査等委員会への出席状況

13/13(100%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

飯塚幸子氏は、2020年 6月に当社社外監査役に就任後、公認会計士としての財務・会計に関する幅広い知見・経験及び他社における代表取締役としての豊富な知識と経験を活かした積極的な意見・提言を行ってきた経験を有しており、2022年6月に監査等委員である社外取締役に就任後も、当社の経営及び取締役の職務執行を客観的かつ中立的に監督しております。今後も引き続き、経営の監督機能の強化等に寄与していただけると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、野口和弘氏、飯塚幸子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
 3. 当社は、野口和弘氏、飯塚幸子氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。また、木内充氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を受けた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 当社取締役会のあるべき姿、及び取締役会が取り扱うべきテーマについて

当社は、2024年1月30日開催の取締役会において、当社取締役会が備えるべきスキル及びその定義について、指名諮問委員会での審議及びその答申を踏まえた議論を経たうえで改訂するとともに、その前提となる「当社取締役会のあるべき姿」及び「取締役会が取り扱うべきテーマ」についても併せて議論のうえ決定いたしました。同取締役会で決定した「当社取締役会のあるべき姿」及び「取締役会が取り扱うべきテーマ」の内容は、以下のとおりであり、また、これらを踏まえた当社取締役会が備えるべきスキル及びその定義の改訂後の内容は、次頁に記載のとおりであります。

1. 当社取締役会のあるべき姿

(1) リーディングカンパニーの地位確立に向けた「攻め」の経営をリード

当社は、高い専門性・顧客志向視点・実行力を強みとして、インターネット黎明期より時代・顧客ニーズの変化に対応しながらネットワークのリーディングカンパニーとして成長を続けてきました。

今後は精鋭集団として付加価値を創出し続け、適切な収益構造を追求することにより継続的な成長を実現し、「ネットワークに留まらないすべての企業活動におけるリーディングカンパニー」を目指しております。

これを実現するためには、従来からの強みである高い専門性・顧客志向視点・実行力を生かすとともに、多様な意見による経営のビッグピクチャーを描くことで過去の不正事案を乗り越え「攻め」の経営をリードすることが取締役会の役割・責務であると考えております。

(2) 独立性・客観性・実効性の高い監督

当社は、過去の不正事案の発覚を契機としてガバナンス・企業文化改革に注力してまいりましたが、今後は真に実効性を持たせることで過去の不正事案を乗り越え「ガバナンスのロールモデル」となる企業を目指しております。

これを実現するため、独立社外取締役が過半数を占め、かつ議長を務める取締役会による独立性・客観性の高い経営監督機能の実現や、執行役員等の役割の明確化や権限委譲によるモニタリング型の取締役会としての実効的な監督の実施が重要であると考えております。

2. 取締役会が取り扱うべきテーマ

取締役会では、「攻め」の経営のリードに向けて、中期経営計画を達成するため、成長戦略・経営基盤強化・社会的責任・外部環境について取り扱います。また、独立性・客観性・実効性の高い監督に向けては、当社経営にとって重要性が高いとして委員会も設置している7つの個別重要テーマに加え、全体を俯瞰した企業経営について取り扱います。

あるべき姿	「攻め」の経営のリード				監督	
	分類	成長戦略	経営基盤強化	社会的責任	外部環境	全体
取り扱う テーマ	事業・ サービス戦略 顧客志向視点 高い専門性 実行力 財務・会計	人財・組織 見える化 企業文化改革	環境(E) 社会(S) ガバナンス(G)	メガトレンド	企業経営	指名/報酬 ガバナンス・企業文化 コンプライアンス リスク管理 投融資 サステナビリティ

(ご参考) 2024年6月26日定時株主総会後の当社取締役（予定）のスキル・マトリックス

氏名	役職	企業経営/ 経営戦略	テクノロジー	人財・ 組織マネジメント	企業文化 改革	ガバナンス	サステナビリティ	法務/ リスク管理	財務/ 会計
竹下 隆史	代表取締役	○	○	○	○	○	○	○	
田中 拓也	取締役	○	○	○	○				○
伊藤 真弥	社外取締役				○	○	○	○	
和田 昌佳	社外取締役	○	○			○	○		
海野 忍	社外取締役	○	○	○	○	○			
上原 祐香	社外取締役				○	○			○
野口 和弘	社外取締役 (常勤監査等委員)					○			○
木内 充	取締役 (常勤監査等委員)			○	○			○	○
飯塚 幸子	社外取締役 (監査等委員)	○				○			○

※上記スキル・マトリックスは、各取締役が有する専門性及び経験を開示したものであり、各取締役が有する全ての知見を表すものではありません。

各スキルの定義・選定理由

企業経営/ 経営戦略	Purposeを始めとした「ネットワングループの宣言」の実現、及び、企業価値の継続的な向上を企図して、執行経営陣の意思決定を適切に監督・支援するためには、企業経営の経験または企業経営を監督した経験が必要である
テクノロジー	ネットワークのリーディングカンパニーとしてのポジションを維持し、さらに他領域へも拡大し続けるためには、当社の強みであるネットワークやICTの高い技術力・専門性、市場への目利き力、将来動向への示唆等、テクノロジーの領域での知識・経験が必要である
人財・組織マ ネジメント	当社の競争力の源泉は人財であり、プロフェッショナル人財や多様な人財を獲得・育成、及び、個人の活躍に基づく実行力の高い組織を構築するためには、人事の基本的な考え方や人的資本経営に関わる知識・経験が必要である
企業文化改革	過去の不祥事を乗り越えて、目標達成のためにリスクをコントロールしながら協働・挑戦する文化を醸成するためには、企業理念・行動規範の浸透や働きがいのある職場環境の構築等、企業文化・組織改革の知識・経験が必要である
ガバナンス	当社が実効性のあるガバナンス企業のロールモデルへと昇華するためには、取締役会の経営管理・監督機能の強化、業務執行の効率化・迅速化、取締役・執行役員への指名及び報酬に関わる包括的な知識・経験が必要である
サステナ ビリティ	社会とともに持続的に発展することを経営の根幹と位置づけ、4つのマテリアリティである情報化社会・人財・脱炭素社会・ガバナンスの取組みを加速するためには、社会的価値と企業価値の共創に関する知識・経験が必要である
法務/リスク管理	ステークホルダーとの強固な信頼関係の構築及び透明・公正かつ迅速果断な意思決定を企図して、リスクマネジメントやコンプライアンス体制を強化するためには、内部統制強化に資する法務・リスク管理の知識・経験が必要である
財務/会計	中長期的な企業価値の向上を企図して、戦略的な事業投資と積極的な株主還元を両立させ、最適な資本構成を追求し安定した経営基盤を構築するためには、財務・会計、株主との対話に関する知識・経験が必要である

(ご参考) 当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社制定の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第6条に基づき、2023年度の当社取締役会の実効性に関し、第三者機関(株式会社ボードアドバイザーズ(以下「BAJ」という。))による分析及び評価を実施し、その概要は以下のとおりであります。

第三者評価実施の目的並びに分析及び評価の方法

当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、これまで、アンケート方式による自己評価・分析を実施してまいりました。

当社では、2019年及び2020年に発覚した不正事案も受けて、コーポレート・ガバナンスを抜本的に改革するため、①監査等委員会設置会社への移行や、社外取締役が過半数を構成し、かつ議長を務めるモニタリング型の取締役会の設置等による監督機能の強化と、②各分野のファンクショナルマネージャーとしてのCxOチームの組成や執行役員等への権限委譲等による業務執行機能の強化を進めてまいりました。

これら当社における取締役会改革をはじめとするコーポレート・ガバナンスの強化に向けた各種取組の実効性について、専門的かつ客観的な視点で検証を行うことにより、当社におけるコーポレート・ガバナンス改革を今まで以上に「実質」を伴った取組に深化させ、企業価値のさらなる向上につなげることを目的として、2023年度は、第三者機関であるBAJへアンケート作成及び評価分析を委託いたしました。

BAJを選択した理由は、上場会社に対する取締役会実効性評価の豊富な実施経験を持ち、かつ、企業統治に関して、高い専門的知見を有しているためであります。

◆評価概要と評価プロセス

<評価概要>

評価対象者：全取締役9名

評価手法：アンケート及び全取締役へのインタビュー(約1時間)

評価者：第三者機関(BAJ)

評価期間：2023年12月～2024年3月(準備期間含む。)

<評価プロセス>

- 2023年12月～2024年2月：BAJによる評価を実施
 - ・評価の透明性・客観性の担保を目的に、BAJに評価項目の設定とアンケート設問の作成を委託
 - ・その過程で、BAJが2022年度及び2023年度の取締役会議事録を閲覧
 - ・BAJが各取締役のアンケート回答の分析を実施し、当該分析に基づき全取締役への個別インタビュー(約1時間)を実施
 - ・BAJが上記結果の分析及び前回の評価で提示された課題への取組状況を踏まえ、実効性を評価
- 2024年2月～3月：取締役会での審議
 - ・BAJが同年2月28日の取締役会にて評価結果を報告し、取締役会にて評価結果の内容について議論
 - ・同年3月26日、竹下代表取締役社長と取締役会事務局にて、実効性評価に関する意見交換を実施
 - ・同年3月28日、以上の議論を踏まえ、取締役会において議論した後、2024年度取組方針を決定
 - ※今後、社外役員連絡会(独立社外取締役による情報交換・認識共有を行うことを目的とする会議体)において、進捗状況をモニタリングしていく方針

2023年度の評価結果及び2024年度を取組方針

2023年度の 取組方針と実施事項	第三者機関による評価	2023年度の評価結果と 今後の検討事項	2024年度を取組方針
		① 取締役会の役割に 対する認識共有	<ul style="list-style-type: none"> 持続的な企業価値向上に向け、取締役会の役割の再定義と検討すべき議題を再検討する 社外取締役・執行サイドそれぞれに期待される役割について、認識を共有する機会を設ける
<p>経営計画等の進捗状況に関する継続的なフォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> CxO による業務執行報告 中期経営計画の審議の充実 	<p>改善途上</p> <ul style="list-style-type: none"> 進捗に対する十分な認識共有ができていない 経営情報の適切な共有と取締役会における執行のモニタリング方法は継続課題 	<p>②</p> <p>企業価値向上に向けたモニタリング体制強化と戦略的な議論の加速</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中長期的な企業価値向上と“2030年のありたい姿”の達成に向けて、モニタリング事項を再整理する 取締役会として、人的資本経営に関する議論を充実させるとともに、次世代経営人材の登用・育成に関する全社レベルの方針や運用に適切に関与する 執行役員への取締役会の議論や機関投資家との対話の内容の共有を通して、業務執行機能のさらなる強化を図る 取締役が中長期戦略の議論を深めるための機会を提供する
<p>取締役会資料の更なる充実 (論点の明確化、事前検討の高度化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議案書様式の見直し 連携強化や事務局による事前検討の充実 	<p>改善途上</p> <ul style="list-style-type: none"> 論点の明確化、提供タイミングの早期化等の改善が見られた 執行目線の資料になっている 	<p>③</p> <p>取締役会運営・事務局機能の高度化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会における監督目線に適した資料の作成と説明を実施する 執行サイドと事務局は、取締役会の役割に照らして必要な論点を整理したうえで、議長と事前に協議し、取締役会当日の議論の充実を図る
<p>潜在的なリスク、危機管理体制等に関する議論の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> CRO/CCO による定期的な業務執行報告 	<p>改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 再発防止策への対応をはじめ、危機管理体制の議論は充実 今後は予想される経営環境変化に対するリスクの把握や、事態発生後のコントロール可否、役割分担、定量的な分析が重要 	<p>④</p> <p>潜在的なリスク、危機管理体制等に関する議論の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重要リスクの状況に対する定期的な確認と統合リスク管理に向けた議論の充実を図る 経営環境変化に応じたリスクの管理体制や危機管理体制の構築状況を監督する

(ご参考) 独立性基準

当社は、以下のとおり社外取締役の独立性基準を定め、社外取締役のうち、以下のいずれにも該当しない者を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外役員と判断します。

- 1 現在又は過去において、当社及び当社の子会社の業務執行者^{※1}であり又はあった者
- 2 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社の仕入額が、その者の当該事業年度における売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
- 3 当社の取引先で、直近事業年度における当社の売上高が、当社の当該事業年度における売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
- 4 当社の総議決権の10%以上を保有する大株主又はその業務執行者
- 5 公認会計士、弁護士、コンサルタント等で、当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
- 6 当社から直近事業年度において年間1,000万円を超える寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
- 7 過去3年間において、上記2から6までのいずれかに該当していた者
- 8 下記のいずれかに該当する者の配偶者又は2親等以内の親族
 - (1) 現在又は過去3年間において、当社及び当社子会社の重要な業務執行者^{※2}であった者
 - (2) 上記2から4に該当する者
ただし、「業務執行者」とは重要な業務執行者をいう。
 - (3) 上記5又は6に該当する者
ただし、「団体に所属する者」とは、当該団体の重要な業務執行者（又は重要な業務執行者と同等の重要性を有していると判断される者）又は当該団体が、監査法人又は法律事務所等の専門家である場合、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を保有する者をいう。

※1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。

※2 重要な業務執行者とは、業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員及び部門長等の重要な業務執行を行う者をいう。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

市場環境

サステナビリティを強く意識した経営が求められるなか、デジタル技術を活用した生産性の改善や付加価値の創出からデジタル化の重要性は一層高まっています。デジタル化の広がりテクノロジーの進化に対応するためには、安全かつ高品質なネットワークインフラが必要不可欠です。

当社グループは、「世界最高水準のネットワーク技術」と、市場環境・最先端技術・お客様の実課題から中立的な立場で最適解を導く「目利き力」、そして、複数の製品とサービスを組み合わせる「インテグレーション力」を併せ持つことにより、お客様の社会課題解決に向けた最適なシステムの設計・構築と導入後の利活用を考慮したサービスの提供を実現しています。

中期事業計画と当連結会計年度の取組

当社グループは、「人とネットワークの持つ可能性を解き放ち、伝統と革新で、豊かな未来を創る」をPurposeとし、企業価値の更なる向上、持続的な成長を目指し、2023年3月期から2025年3月期を対象期間とする中期経営計画を策定しております。

中期経営計画の達成を目指し、再定義した新理念体系（Purpose、Mission、Vision、Values）に基づき「成長戦略の遂行」、それを支える「経営基盤の強化」、社会的責任として「サステナビリティ」に注力しております。各施策の具体的な取組は次のとおりです。

【成長戦略の遂行】

事業、サービス、財務の3つの戦略について以下のとおり取り組みました。

事業戦略

社会課題の解決に貢献するため、既存事業に隣接する3つの注力領域で事業成長を加速します。

「スマートマニュファクチャリング」では、自動車・電機・機械などの製造業を対象として、データ利活用による事業価値向上、事業領域セキュリティ強化、脱炭素経営に向けた見える化に取り組んでいます。

「Society5.0を実現する社会基盤のデジタル化」では、当連結会計年度において注力分野及び当社の提供価値を明確化し、電力・ガス、鉄道、医療、建設、金融、情報通信の6つのセグメントを対象に、社会基盤のデジタル化による社会課題解決への貢献に取り組んでいます。

「デジタルガバメント」では、自治体を対象として、セキュリティ強靱化や情報セキュリティクラウド、地域社会のICTインフラ高度化、デジタル化による地域課題解決や地域活性化に取り組んでいます。

当連結会計年度では、市場全体ではICT利活用が進む中でセキュリティ強化、クラウド活用のニーズが高まりました。また、半導体等の政策や国内公共領域におけるDX方針等への浸透が進み、年間を通じてICTへの期待値、国内需要は旺盛でした。

		2023年 3月期実績	当連結会計 年度の実績	当連結会計年度の状況
注力領域	スマートマニュファクチャリング	受注高	43億円	EVや半導体関連の投資が継続。製造部門のビジネス拡大に加え、研究開発部門や戦略パートナーとのビジネスを創出しました。
		売上高	20億円	
	Society5.0を実現する社会基盤のデジタル化	受注高	35億円	各分野で本格化が進む社会全体のDX案件を推進。運用高度化、SASE、クラウド基盤、生成AI基盤などの案件を創出しました。
		売上高	17億円	
	デジタルガバメント	受注高	105億円	働き方改革(テレワーク)・クラウド活用・セキュリティ対策が統合された大型基盤案件を受注しました。
		売上高	35億円	

サービス戦略

既存コア事業の強化を起点としたサービス事業の探索により、新たな価値を創造する「DX戦略コンサルティングサービス」、「マネージドサービス」、「自社クラウドサービス」の3つのサービスを創出するとともに、機能提供型サービスとプラットフォームを確立し、ストック型ビジネスの強化に取り組んでいます。

「DX戦略コンサルティングサービス」はICT利活用の在り方、事業貢献に向けたIT戦略策定を支援するサービスです。お客様のインフラや運用業務、DX（Digital Transformation）の実行を支援するICTマネジメント変革支援サービスや、データ利活用の推進を実現する戦略の構想から計画の実行支援まで伴走するデジタルプラットフォームコンサルサービスを提供しています。また、お客様のニーズ、ステージに応じた最適なシステムデザインの提示を開始しました。

「マネージドサービス」はシステムの継続的な稼働を行うための機能と運用を一括提供するサービスです。多様な働き方に対応して複雑化したネットワークとセキュリティの機能を高度に統合するSASE（Secure Access Service Edge）ソリューションの調査、実証実験、設計構築、運用を包括的に支援するサービスや、お客様のシステム環境に合わせて柔軟に構築できるセキュリティ監視・分析のサービスを提供しています。

「自社クラウドサービス」はICTシステムの様々な機能が準備された環境を、ネットワークを通じて安全に利用できるサービスです。デジタル庁のテンプレートや設計ガイドラインに準拠したクラウド接続サービスの提供を開始しました。

当連結会計年度では、全体受注が低調な中、保守サービスが増加したことで前年同水準の受注を維持しました。サービス比率については、当連結会計年度に想定していた50.0%には至りませんでした。引き続き、ストック型ビジネスの確立によって共創関係を築くことで、継続的な競争力の強化に取り組んでまいります。

財務戦略

中期経営計画に基づく成長戦略の遂行に向けた「戦略的な投資による収益力強化」、「最適な資本構成の追求」、「積極的な株主還元」の取組を継続して推進しました。また、資本効率を重視した経営をさらに推進していくため、策定した「キャピタルアロケーションポリシー」に基づき「戦略的な投資」、「財務基盤の強化」、「株主還元」への最適配分を実行し、企業価値の更なる向上に努めました。さらに、投融資案件の運用段階でも定期的に資本効率をモニタリングできるプロセスを確立しました。

「戦略的な投資による収益力強化」では、徹底した見える化に向けた社内DX基盤への投資を行いました。経営状況や経営課題に関するデータの迅速な把握・活用を可能にすることで業務効率の向上を図りました。また、事業用サービス基盤の強化及び当社グループの強みである技術力を担う人財を多数輩出するため、採用活動の活性化や教育・研修システムの高度化などに経営資源を投入することにより人財の獲得と育成に注力しました。

「最適な資本構成の追求」では、キャピタルサービスの拡大やデットファイナンスの活用に取り組んでいます。また、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため、2024年3月にコミットメントライン契約を締結しました。なお、2024年3月期末の有利子負債は約285億円になりました。

「積極的な株主還元」としては当連結会計年度の中間配当金(1株あたり37.00円)と、期末配当金(1株あたり40.00円)を合わせて、年間配当金は1株あたり77.00円の予定です。連結配当性向は40%の目安に対して、45.3%となる予定です。また原則として累進配当制度を2024年度より導入することとしました。

【経営基盤の強化】

企業文化改革、徹底した見える化、人財戦略について以下のとおり取り組みました。

企業文化改革

過去の不祥事を二度と繰り返さないため「企業文化改革」を重要施策と位置づけ、専門組織「ガバナンス・企業文化諮問委員会」を取締役会の諮問委員会として設置しております。企業文化改革と再発防止策の履行・浸透のさらなる推進を図るべく、ガバナンスの強化、企業文化改革、再発防止策の継続的な履行、内部統制システムの強化の取組を進めました。

徹底した見える化

経営状況・経営課題に関するデータやファクトをタイムリーに把握し、経営戦略の推進力を高めるために、重要指標の推移から適切な判断を実現する「経営の見える化」、採算情報の共通理解を促す「業務プロセスの見える化」、より生産性の高い働き方を推進する「組織・人の見える化」の視点で、データの可視化・分析のための情報基盤を構築しました。

人財戦略

テクノロジーの本質や利活用から価値を生み出せるよう、自ら考え行動する優秀な人財の育成・輩出を行っていくことが人的資本経営と考えています。経営陣の強力なコミットメントのもと、人財の育成と多様な人財の活躍を推進する仕組みを構築しました。

例えば、サービス提供型のビジネスモデルへのシフトを加速させるため、ネットワークに限らず「クラウド」、「セキュリティ」等IT技術領域の知識習得を支援する体制を整え、セキュリティ人財・クラウド人財の育成を強化しました。また、コーポレート部門の機能強化を目的としたDXスキルの獲得を支援し、DX人財の育成を進めています。

また、人財マネジメントポリシーで掲げている「Team」「TAKUMI(匠)」「Fairness」を軸に、新たな人事制度を当連結会計年度から導入しました。事業と働き方の変化に適した「等級制度」、市場競争力を確保した「報酬制度」、社員の長期的な成長・人財育成に寄与する「評価制度」により、社員一人ひとりがより高いパフォーマンスを発揮し、社会への価値提供に貢献してまいります。

【サステナビリティ】

当社グループは、2021年に策定したサステナビリティ方針のもと、持続的成長における重要課題として特定した4つのマテリアリティについて、KPIを定め、各取組を進めました。

「安心・安全な高度情報社会の実現」では社会課題を解決するサービスの提供とサービスビジネスの拡大を掲げ、堅調に進捗いたしました。

「プロフェッショナル人財の活躍」では次世代を担う人財の育成とダイバーシティ&インクルージョンの推進に取り組み、ICT人財の増加と女性活躍を進めております。

「脱炭素社会への貢献」では温室効果ガス排出量削減に貢献するグリーンソリューションや低消費電力製品及びサービス販売の拡大を推進しております。

「持続可能な成長を実現するガバナンス体制の維持強化」では企業文化の醸成と内部統制の強化に取り組み、再発防止策の運用状況の詳細を当社ウェブサイトにて公開しております。また2024年3月期には健康経営優良法人認定を取得いたしました。

当連結会計年度の業績概要

デジタル化に伴うネットワーク増強やセキュリティ強化の需要を捉えた提案を進めたものの、前年度受注していた大型機器案件が剥落したこと、また、通信事業者市場、パブリック市場及びパートナー事業が低調に推移したことによって、受注高は2,014億48百万円（前年度比8.4%減）となり、売上高は2,051億27百万円（前年度比2.2%減）となりました。この結果、受注残高は1,453億88百万円（前年度比2.5%減）となりました。

損益につきましては、売上総利益率が前年度比で改善したことで、売上総利益は525億55百万円（前年度比4.3%増）となりました。販売費及び一般管理費が330億22百万円となった結果、営業利益は195億33百万円（前年度比5.3%減）、経常利益は191億51百万円（前年度比7.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は137億20百万円（前年度比5.1%減）となりました。

不正事案の再発防止：当連結会計年度の総括

二度と不正を起こさない企業文化醸成の基盤運営を引き続き推進しております。ガバナンス・内部統制システムの更なる強化、企業文化改革の推進を継続し、健全かつ継続的な事業成長を図り、企業価値の向上に向け取り組んでまいります。

1. 当連結会計年度に達成した事項

企業理念及び行動指針の更なる浸透	企業理念及び行動指針を定着させる体制及び取組を拡充しました。また、企業文化モニタリング調査の継続実施と企業文化改革を実行しました。
過去不祥事からの学びと社員の意見収集の仕組みの強化	全社員の学びの場として「企業文化未来センター」を創設し、運営を開始しました。また、第三者を窓口とする目安箱について、建設的かつ具体的な社員の意見を集めることを目的とした運用を開始しました。
新人事制度への移行と確実な運用	経営戦略の実現を見据え、プロフェッショナル人財の育成につながる評価制度の導入と、公平・公正な運用の定着に向けた取組を開始しました。
全社最適化にむけた業務改革	新事業基盤整備の推進とシステム統制の強化を図りました。
リスク管理体制の強化	リスク主管部門による自律的な活動を実現し、役職員一人ひとりのリスク管理意識の更なる向上のための情報提供及び教育を実施しました。
グループ会社ガバナンスの強化	グループ会社共通の内部通報窓口の運用を継続しました。

2. 2025年3月期以降の更なる飛躍に向けた活動方針

企業理念及び行動指針の更なる浸透	企業文化モニタリング調査を踏まえた改善取組を継続的に実行します。
ガバナンス・内部統制システムの更なる強化	当社3ラインモデルを進化させ、事業成長を加速させる組織運営を強化し、メリハリの利いた運営による実効性強化を図ります。
新人事制度の確実な運用と人財の育成	お客様視点・接点を持ってお客様に役立つ高い専門性を持つ人財集団の形成を引き続き推進します。また、二度と不正を起こさないための人的基盤の更なる強化を図ります。
全社最適化にむけた業務改革	新事業基盤整備を推進し、システム統制の強化を引き続き推進します。
統合リスク管理へ向けた体制の強化	リスク主管部門が改善サイクルを回すことによるリスク管理活動の高度化を進め、リスク主管部門のリスク管理意識・スキルの更なる向上のための情報提供及び教育を実施します。
グループ会社ガバナンスの強化	グループ全体で企業理念及び行動指針の更なる浸透を図ることによる共通認識の醸成と各社の実務に即した改善活動を推進します。また、グループ会社共通の内部通報窓口の運用を継続します。

商品群別概況

当連結会計年度において、商品群別の受注高・売上高・受注残高は以下の表のとおりとなります。

機器商品群では、受注高及び売上高は、前年度における大型機器案件の反動減が生じたこと、及び、通信事業者市場・パブリック市場・パートナー事業の受注が低調に推移したことから、前年度比で減少しました。

サービス商品群では、受注高及び売上高は、全体受注が低調な中、保守サービスを中心に前年度比で増加しました。

	機器商品群	サービス商品群
受注高	977億71百万円 (前期比 17.6%減)	1,036億77百万円 (前期比 2.4%増)
売上高	1,044億85百万円 (前期比 9.1%減)	1,006億42百万円 (前期比 6.2%増)
受注残高	447億45百万円 (前期比 13.0%減)	1,006億42百万円 (前期比 3.1%増)

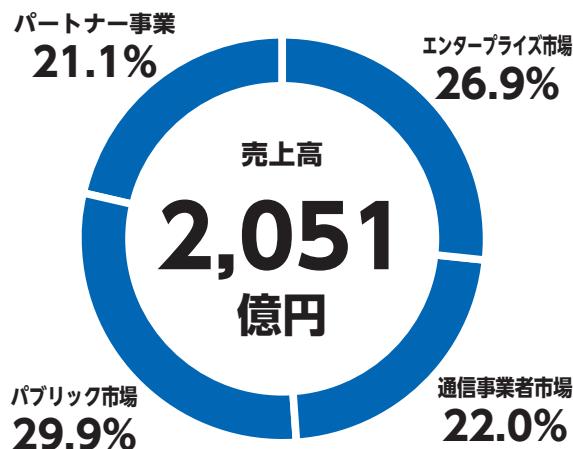
ご参考：商品群について

当社グループでは、機器商品群（ICT製造メーカーから仕入・販売）と、サービス商品群（当社の人財が役務サービスとして提供）に分けて記載しています。

当社独自の付加価値でお客様に最適なICT基盤を提供できるようサービス比率向上に努めてまいります。

市場別概況

お客様ニーズが多様化する中、ICT市場は地域や企業の状況によってマーケット特性が異なります。市場を注視し、お客様に応じた最適なソリューションを提供するため、当社グループでは、市場を大きく4つに区分しています。当連結会計年度において、市場別の受注高・売上高・受注残高は次のとおりとなります。



エンタープライズ 市場

民間企業向け

主な事業内容

製造業（自動車、電機等）、非製造業（運輸、サービス等）、国内金融機関、外資系企業等、大手民間企業に向けてビジネスを展開しております。競争力強化に向けた情報活用や働き方改革・コスト削減等を、ICT基盤の利活用を通じて支援しております。

当連結会計年度の概況

製造業は自動車メーカーや電機メーカーを中心にセキュリティ案件やスマートマニュファクチャリング案件を獲得、非製造業はセキュリティ強化ビジネスの大型案件を複数獲得しました。金融業は弱含んでいるものの、クラウド活用及びセキュリティ強化の継続案件を獲得しました。

受注高	売上高	受注残高
553億54百万円 (前期比 0.3%増)	552億6百万円 (前期比 11.6%増)	371億44百万円 (前期比 0.4%増)

通信事業者 市場

通信事業者向け

主な事業内容

通信事業者向けにビジネスを展開しております。お客様とともに、社会インフラとしての安心・安全なインターネット基盤やクラウドコンピューティング基盤の整備を行っております。

当連結会計年度の概況

テレワーク等による通信量増加に対応した回線増強投資が一巡する中で、法人向け共創ビジネスが拡大したものの期初想定水準には至りませんでした。

受注高	売上高	受注残高
445億85百万円 (前期比 13.5%減)	451億97百万円 (前期比 7.8%減)	294億32百万円 (前期比 2.0%減)

パブリック 市場

公共向け

主な事業内容

自治体、文教、社会インフラを提供している企業（ケーブルテレビ、電力等）、ヘルスケア（病院）等の公共機関向けにビジネスを展開しております。公的情報等に対するセキュリティの強化や、投資コストを最適化する共通基盤の整備を行っております。

当連結会計年度の概況

自治体においてデジタル化を見据えた大型案件を複数獲得した一方で、大型案件の失注が生じました。社会インフラやヘルスケアにおいてクラウド基盤案件を獲得する一方で、複数の受注見込み案件の受注が来期へ遅延しました。

受注高	売上高	受注残高
602億93百万円 (前期比 1.8%減)	613億96百万円 (前期比 0.5%減)	620億97百万円 (前期比 1.7%減)

パートナー事業

(ネットワンパートナーズ株式会社)

パートナー向け

主な事業内容

パートナー企業との協働事業（再販ビジネスモデル）により、当社グループのみでは対応できない、幅広い市場に向けたビジネスを展開しております。当社グループのICT基盤ソリューションと、パートナー企業のシステムソリューションを融合して、市場ごとに最適な付加価値を創出しております。

当連結会計年度の概況

セキュリティ強化ビジネスが好調に推移した一方で、機器納期改善に伴い低価格帯製品を中心に競争が発生し、複数の受注見込み案件の受注が来期以降に遅延しました。また、前年度におけるMSP向けWi-Fiサービスビジネスの反動減が生じました。

受注高	売上高	受注残高
412億39百万円 (前期比 14.8%減)	433億27百万円 (前期比 6.5%減)	167億13百万円 (前期比 11.1%減)

(2) 対処すべき課題

長期ビジョン

当社グループは、2023年3月期から2025年3月期を対象期間とする中期経営計画を策定しております。中期経営計画の最終年度となる2025年3月期は、引き続き経営基本方針に掲げた「成長戦略の遂行」と、それを支える「経営基盤の強化」、社会的責任として「サステナビリティ」に取り組んでまいります。

【成長戦略の遂行】

事業、サービス、財務の3つの戦略を融合させることで、デジタル化による社会課題の余地の大きい分野への進出による事業領域の拡大、収益性の高いサービスの拡充、最適な資本構成を追求してまいります。

1. 事業戦略

市場環境として、より一層の事業回帰や拡大するICTインフラに対するセキュリティ需要等は、各産業、市場問わず一層の拡大が見込まれる中、3つの注力領域「スマートマニュファクチャリング」、「Society5.0を実現する社会基盤のデジタル化」、「デジタルガバメント」で売上高合計300億円の伸長（2022年3月期比）に向けて、お客様の課題解決への提案活動を加速します。

注力領域	スマートマニュファクチャリング	<ul style="list-style-type: none">・EV関連の投資・セキュリティ対策投資・グループ再編に合わせたコンサルティングや運用
	Society5.0を実現する社会基盤のデジタル化	<ul style="list-style-type: none">・MEC拠点の構築・グループ会社全体のITサービスの統合化・医療DXのためのマルチアクセス、マルチクラウド・サーキュラーエコノミービジネス・スマートシティ、スマートビルディング
	デジタルガバメント	<ul style="list-style-type: none">・自治体のDX化・ガバメントクラウド接続に向けたインフラ見直し・教育等の準公共分野のデジタル化

2. サービス戦略

当社の強みであるネットワーク技術、目利き力、インテグレーション力を生かしたサービスの確立と実践に向け、競争力のある自社クラウドサービスの創出とDXコンサルティング領域の拡大を目指します。また、効果的な戦略遂行のために、市場ごとに注力サービスを明確化してアプローチします。お客様がご要望される分野を見きわめ、投入リソースを最適化し、カスタマーフェーシングを改善することで、成長の最大化を目指します。

3. 財務戦略

企業価値の更なる向上に向けて「戦略的な投資による収益力の強化」、「最適な資本構成の追求」、「積極的な株主還元」に継続して取り組んでまいります。

あわせて、策定した「キャピタルアロケーションポリシー」のもと、「戦略的な投資」、「財務基盤の強化」、「株主還元」への最適配分を実行し、資本効率を重視した経営を推進してまいります。キャピタルアロケーションの原資となる営業キャッシュフローは、事業活動による継続的創出に加え、CCC（キャッシュ・コンバージョン・サイクル）の改善を通じ拡大を図ります。また、資本コストを基準とした投資判断とモニタリングプロセスにより資本効率の高い投資を推進し、収益力の強化を図ってまいります。

【経営基盤の強化】

企業文化改革、徹底した見える化、人財戦略を軸に、盤石な経営体制の構築に向けて全社一丸となって取り組みます。

企業文化改革

継続した事業成長とガバナンス強化による企業価値の向上を目指し、過去の不祥事を二度と繰り返さない企業文化を根付かせるための企業文化改革活動を、経営陣・社員全員が一丸となって加速させてまいります。3年目となる企業理念体系の浸透については、全社員を対象とした「面」の施策から、組織別や階層別など「個」に対する施策にシフトさせ、継続して浸透を図ります。

これらの取組については企業文化モニタリング調査及び「ガバナンス・企業文化諮問委員会」にてモニタリングを継続し、企業文化改革と再発防止策の履行・浸透のさらなる推進を図ります。

徹底した見える化

全社共通の情報に基づくコミュニケーションを活性化し、組織のパフォーマンスを最大限に引き出すとともに、意思決定に資する経営基盤を支えることにより、企業価値の向上、再発防止、企業文化改革の促進につなげてまいります。具体的には、経営層をはじめとした社員のデータ利活用促進に向けて、データ民主化による全社での利用環境の整備とデータ分析の高度化を進め、サービスシフトなど戦略の進捗状況のモニタリングを推進してまいります。主管部門と連携のうで利益の最大化に貢献し、経営・事業戦略達成に資するアウトプットの創出を進めてまいります。

人財戦略

多様な人財の成長と活躍で経営を支えることを目指し、「プロフェッショナル人財の育成」「人財が活躍するための環境の提供」に継続して取り組んでまいります。

2030年ビジョン実現に向けて人財ポートフォリオを構築し、持続可能な成長と競争力向上を目指しています。社員が専門性を軸に成長し続け、生き生きと働ける環境を整備することで、さまざまな“個”の力を“チーム”の力として最大化し、風通しのよい企業風土の醸成と生産性向上による持続的な成長を目指します。また、ダイバーシティ&インクルージョンに関する施策においては、女性管理職の輩出に向けた育成プログラム等の方策や障がい者雇用の促進に向けた施策、シニア人財の活躍促進策の検討を進めてまいります。

【サステナビリティ】

サステナビリティ方針のもと、持続可能な社会への貢献と当社グループの持続的成長の両立に向けて特定した4つのマテリアリティ（重要な経営課題）について、以下のKPIに取り組みます。

1. 安心・安全な高度情報社会の実現

- ・課題・領域別ソリューション・サービスの提供

新中期経営計画の注力3領域「デジタルガバメント」、「Society5.0を実現する社会基盤のデジタル化」、「スマートマニュファクチャリング」を中心とした社会課題解決型のソリューション・サービスを提供することで、当社の事業成長と持続可能な社会の実現から、売上高として2025年3月期に300億円の伸長（2022年3月期比）を目指します。

- ・サービスビジネスの拡大と推進

ICT市場が大きな転換期を迎えている中で、当社が中長期的に、持続的に成長していくために、サービスビジネスを中核としたビジネスモデルへのシフトを加速することで、2025年3月期のサービス比率50%（従来目標の55%から修正）を目標にサービスビジネスを拡大します。

2. プロフェッショナル人財の活躍

- ・次世代を担うIT人財の育成

事業成長に向けてソリューション・サービスにおける競争力を高めるために、セキュリティ人財・クラウド人財の育成を強化するとともに、コーポレート部門の機能強化を目的として、DXスキルの獲得に注力していきます。2031年3月期には、セキュリティ人財としてCISSP取得者80名、安全確保支援士100名、クラウド人財の50%増（2022年3月期比）を目指します。また、2031年3月期までにデジタル化人財をコーポレート部門で150名増加させ、業務改善提案累計100件を目指します。そして、産学連携などを通じた次世代IT人財育成プログラムを拡充します。

- ・ダイバーシティ&インクルージョンの推進

多様な人財が相互に認め合い、個性を生かして活躍するための環境・制度を整備することで、生産性の向上やイノベーション創出の促進を図り、2031年3月期には女性役職者比率15%、新卒採用女性比率50%、男性の育休及び出産時の特別休暇取得率90%を目指します。

3. 脱炭素社会への貢献

- ・ビジネスを通じた温室効果ガス排出量削減

お客様や社会における温室効果ガスの排出削減に貢献する「グリーンソリューション」の開発・提供によって、脱炭素社会の実現への貢献と当社の成長を両立します。

- ・自社の事業プロセスにおける排出量削減

自社の事業プロセス及びサプライチェーンにおけるCO₂排出量を削減し、気候変動によるリスクの低減に努めます。低消費電力製品及びサービス販売を拡大することで、CO₂排出量の大部分を占める「製品及びサービスの購入と販売」を主な削減対象とし、購入・販売価格あたりのCO₂排出量削減に取り組みます。

4. 持続可能な成長を実現するガバナンス体制の維持強化

・企業文化の醸成と内部統制強化

新生netoneを具現化する企業文化を醸成するとともに、不祥事の再発防止をはじめとする内部統制を強化します。企業文化の醸成に向けた取組として社員意識調査を毎年実施（※将来的には調査結果を開示する予定）し、再発防止策の運用状況を半期に1回当社ウェブサイト上に掲載します。

・健康経営®の実現

事業の成長・継続において不可欠となる社員の心身の健康を維持するために、継続して健康経営に取り組みます。

業績目標

当社グループは、社会課題解決型のアプローチから価値提供領域を拡大し、収益性・効率性の更なる向上によって企業価値を向上してまいります。

経営基本方針で掲げた経営基盤強化につきましては、ガバナンス強化・企業文化改革において、一定程度の進捗・定着が図られました。当社グループの成長の土台として、継続して改善の取組を進めてまいります。

一方で、成長戦略につきましては、注力領域は着実に伸長したものの、受注高とサービスの収益性に課題が生じました。これに対して、以下の改善策に着手しております。

・受注高の伸長

拡大する需要を獲得するために、市場・サービスを明確化してアプローチする効果的な戦略遂行、再発防止策の一定の定着を踏まえた事業部門のリソース及び効率の拡大、そして2025年4月に稼働開始予定の新業務システムでの事業部門の業務効率化によって、受注キャパシティ及びカスタマーフェーシングを改善します。

・サービスの収益性の改善

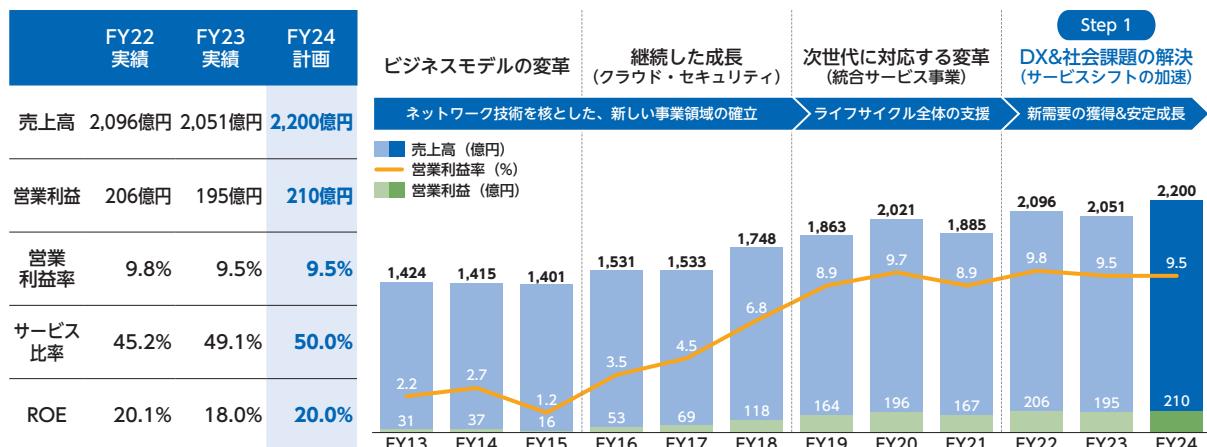
各種コスト上昇を反映することによる提供価格の適正化、エンジニアの生産性向上に寄与する中核ソリューション及び運用サービス等の標準化・自動化、そして、これら収益性のモニタリングによって、適切な収益性の確保及び原価率の低減を図ります。

これらを踏まえ、中期経営計画の最終年度となる2025年3月期の連結業績の数値目標を以下のとおり修正することといたしました。

2025年3月期	修正前	修正後
売上高	2,260億円	2,200億円
営業利益率	12.0%	9.5%
サービス比率	55.0%	50.0%
ROE	20.0%	20%

2025年3月期の連結業績につきましては、売上高2,200億円、営業利益210億円、経常利益208億円、親会社株主に帰属する当期純利益144億円を見込んでおります。

(注) 上記の業績見通しは、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績と大きく異なることがあります。

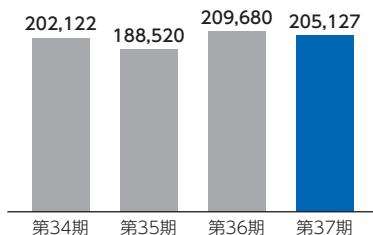


事業報告

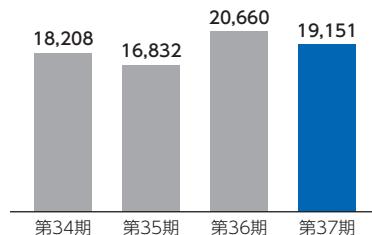
(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

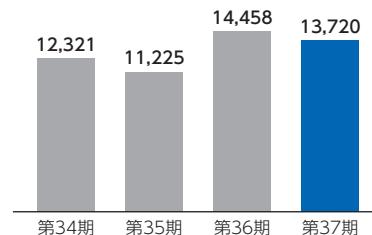
売上高 (単位:百万円)



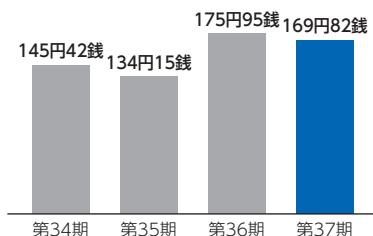
経常利益 (単位:百万円)



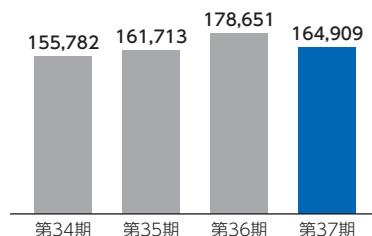
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



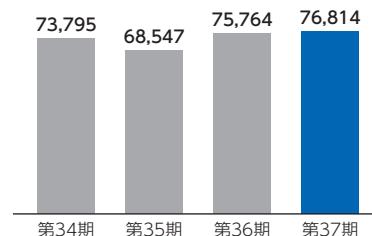
1株当たり当期純利益



総資産 (単位:百万円)



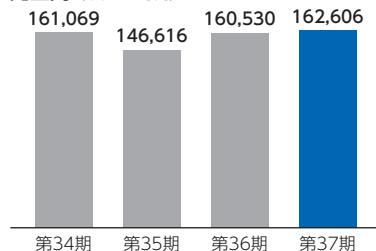
純資産 (単位:百万円)



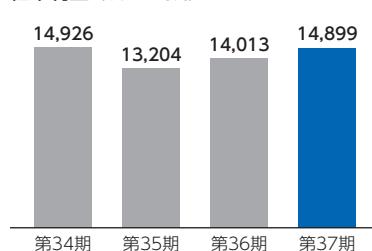
区 分	第34期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第35期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第36期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第37期(当連結会計年度) (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	202,122	188,520	209,680	205,127
経 常 利 益 (百万円)	18,208	16,832	20,660	19,151
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	12,321	11,225	14,458	13,720
1株当たり当期純利益	145円42銭	134円15銭	175円95銭	169円82銭
総 資 産 (百万円)	155,782	161,713	178,651	164,909
純 資 産 (百万円)	73,795	68,547	75,764	76,814
自 己 資 本 比 率 (%)	47.2	42.3	42.3	46.5
1株当たり純資産額	867円48銭	832円48銭	920円08銭	967円03銭

②当社の財産及び損益の状況

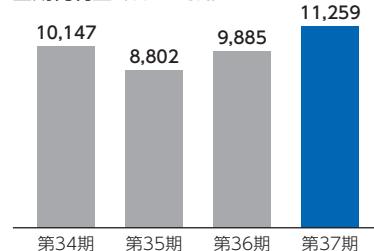
売上高 (単位:百万円)



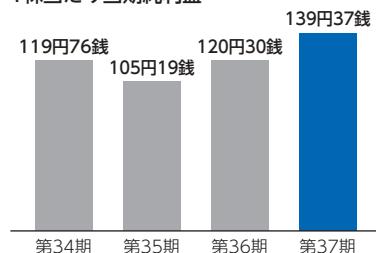
経常利益 (単位:百万円)



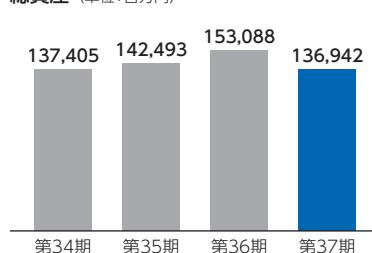
当期純利益 (単位:百万円)



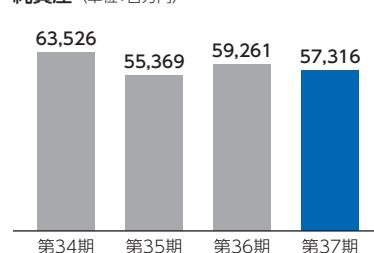
1株当たり当期純利益



総資産 (単位:百万円)



純資産 (単位:百万円)



区 分	第34期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第35期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第36期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第37期 (当事業年度) (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	161,069	146,616	160,530	162,606
経 常 利 益 (百万円)	14,926	13,204	14,013	14,899
当 期 純 利 益 (百万円)	10,147	8,802	9,885	11,259
1株当たり当期純利益	119円76銭	105円19銭	120円30銭	139円37銭
総 資 産 (百万円)	137,405	142,493	153,088	136,942
純 資 産 (百万円)	63,526	55,369	59,261	57,316
自 己 資 本 比 率 (%)	46.1	38.7	38.6	41.8
1株当たり純資産額	747円02銭	672円19銭	719円28銭	721円15銭

(4) 資金調達の状況

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため、既存取引銀行を含む7行と総額15,000百万円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(5) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、主にオフィス移転に伴う設備機器の充実、新製品の開拓、評価体制及び顧客サポート体制の強化を図るために機器類の充実を図り、総額として43億20百万円の設備投資を行いました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

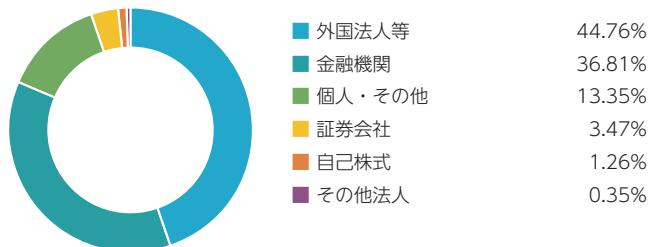
会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ネットワンパートナーズ株式会社	400百万円	100.0%	パートナー向けICT機器の販売・設置・導入及び保守業務
ネットワンネクスト株式会社	100百万円	100.0%	リユースICT機器の販売・設置・導入及び保守業務

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 80,308,700株 (自己株式1,010,607株が含まれております。)
 (3) 株主数 14,246名
 (4) 所有者別株式分布状況



(5) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,426,400	16.93
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	10,875,700	13.71
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,436,407	4.33
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,882,600	2.37
明治安田生命保険相互会社	1,440,000	1.82
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,081,826	1.36
STATE STREET BANK WEST CLIENT TREATY 505234	1,062,400	1.34
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227	1,056,270	1.33
GOVERNMENT OF NORWAY	1,011,407	1.28
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,009,699	1.27

(注) 1. 当社は、自己株式を1,010,607株保有しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	19,600	3

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項(2)取締役の報酬等④譲渡制限付株式報酬に関する事項」に記載しております。

(7) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2024年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
竹下隆史	代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者 (CEO) 指名諮問委員会委員	—
田中拓也	取締役 専務執行役員 最高執行責任者 (COO)	ネットワンパートナーズ株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
木内充	取締役 専務執行役員 最高人事責任者 (CHRO) 最高リスク管理責任者 (CRO) 最高コンプライアンス責任者 (CCO) 報酬諮問委員会委員	—
伊藤真弥	社外取締役 取締役会議長 指名諮問委員会委員 報酬諮問委員会委員	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 株式会社オプティマグループ 社外取締役 (監査等委員)
和田昌佳	社外取締役 報酬諮問委員会委員長	—
海野忍	社外取締役 指名諮問委員会委員長	日本アビオニクス株式会社 社外取締役 学校法人北野学園 理事
野口和弘	社外取締役 (常勤監査等委員)	野口和弘公認会計士事務所 所長 株式会社ニチリョク 社外監査役
飯塚幸子	社外取締役 (監査等委員)	株式会社ラウレア 代表取締役 株式会社BeeX 社外監査役 センクスス監査法人 代表社員
日下茂樹	社外取締役 (監査等委員)	—

- (注) 1. 取締役 伊藤真弥氏、和田昌佳氏、海野忍氏、野口和弘氏、飯塚幸子氏及び日下茂樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 取締役 野口和弘氏及び飯塚幸子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役 野口和弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。
5. 取締役 伊藤真弥氏は西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のパートナーであり、当社は同事務所のシンガポール事務所との間で、特定案件に係る法律事務の委任契約を締結しておりますが、同事務所所属の同氏以外の弁護士に依頼しており、同氏が当社の案件等に対応することは一切ありません。また、当該報酬額は同事務所の年間収入の0.1%未満であり、当社の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。その他、各社外取締役及びその重要な兼職先と当社に特別な関係はありません。

(2) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年6月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

役員報酬決定方針

1. 役員報酬の基本方針

当社の役員報酬制度は、以下を基本方針とします。

- ①継続した成長と企業価値の向上を図るため、当社の長期ビジョン、中期経営計画及び企業文化改革の実現に資するものであること。
- ②株主との利害共有や株主視点の経営意識も高めるものであること。
- ③株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たすことのできる、客観性・透明性が高い報酬制度であること。

2. 報酬の水準

報酬水準は、各ポジションの役割の大きさを基軸に設定します。

各人の報酬水準は、当社グループの経営環境及び外部の市場に対する競争力を考慮し、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を活用のうえ、同業の他企業の役員報酬水準をベンチマークとして設定します。

また、報酬水準は独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会において妥当性を検証のうえ、取締役会の決議において決定します。

3. 役員報酬制度の概要

役員の報酬等は、①定額の基本報酬（ABS：Annual Base Salary）、②短期インセンティブとしての年度毎の全社業績等に連動する賞与（STI：Short Term Incentive）、③中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式による株式報酬（LTI：Long Term Incentive）で構成されます。

報酬構成の割合は、株主との利害共有や株主視点の経営意識も更に高めることを目的として報酬構成割合における株式報酬の割合を増やし、また、上位階層ほどインセンティブ報酬割合（STI+LTIの割合）が逡増する以下の体系とします。

階層	ABS	STI	LTI
CEO	44%	22%	33%
CxO	50%	20%	30%
執行役員	55%	25%	20%

※小数第一位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、その役割や独立性を考慮し、基本報酬のみを支給します。

監査等委員である取締役については、その役割や独立性を考慮し、基本報酬のみを支給します。監査等委員である取締役の個人別報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定します。

4. 各報酬の概要

①基本報酬

各ポジション毎の役割や責任を明確にし、それらに沿った金額を毎月一定額ずつ支給する金銭報酬です。

②賞与

財務指標及び非財務指標をそれぞれ70%：30%のウェイトとします。

財務指標として、中期経営計画でも重要視している指標である「売上高」、「営業利益率又は営業利益額※1」、「サービス比率」、「重点3サービス※2」及び「ROE」を採用します。中でも、当社グループが現在取り組む、物販を中心としたビジネスモデルから、ICTに関する総合的なサービスを提供するビジネスモデルへの変革を一層推進することを目的に「サービス比率」及び「重点3サービス」を重要視して以下のウェイトとします。

売上高	営業利益率又は 営業利益額	サービス比率	重点3サービス	ROE
10%	10%	20%	20%	10%

※1 取締役、CxOのポジションにある者及び事業部門を管掌していない執行役員については「営業利益率」を、事業部門を管掌する者については「営業利益額」を財務指標として採用します。

※2 「重点3サービス」とは、サービスの中でも特に重要視している「自社クラウドサービス」、「マネージドサービス」及び「コンサルティングサービス」をいいます。

非財務指標としては、不祥事の反省も踏まえつつ、更なる企業価値の向上を実現するために必要不可欠である「企業文化改革」、「マテリアリティ」及び「その他個人目標」を採用し、以下のウェイトとします。

企業文化改革	マテリアリティ	その他個人目標
15%	10%	5%

これらの指標の目標達成度等に基づいて、基準額の0%～150%で変動して支給します。

③株式報酬

譲渡制限付株式報酬制度を導入します。具体的には、各ポジションの役割の大きさに応じて毎年一定額の株式を支給し、取締役等の退任時に譲渡制限が解除される設計とします。

5. 報酬決定の手続き・方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬については、取締役会の諮問に基づき、報酬諮問委員会が審議し、取締役会に答申します。取締役会は、報酬諮問委員会からの答申に従って、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬を決定します。

6. マルス・クローバック制度

高水準のコーポレート・ガバナンス体制の構築に向けた取り組みの一環として、賞与及び株式報酬について、以下の仕組み（マルス・クローバック制度）を導入します。

- ①決算内容の重大な修正又は重大な不正行為が発生した場合に、支払い済みの賞与を強制的に返還させる仕組み
- ②譲渡制限付株式報酬制度において、譲渡制限期間満了後に、対象役員が譲渡制限期間中に法令違反等の行為を行っていた事実が発覚した場合、当社が、当該対象役員に対し、その保有する割当株式の全部又は一部の返還又は当該株式に代わる時価相当額の金銭の支払いを請求することができる仕組み
- ③譲渡制限付株式報酬制度において、譲渡制限期間中に、対象役員が法令違反等の行為を行った事実が発覚した場合、当社が当該対象役員の保有する割当株式の全部又は一部を無償で取得する仕組み

②取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)	摘要
		基本報酬	賞与	譲渡制限付株式報酬		
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	213 (50)	133 (50)	15 (-)	64 (-)	7 (4)	(注)1.2. 3.4.
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	57 (57)	57 (57)	-	-	3 (3)	(注)5.
計 （うち社外取締役）	270 (107)	191 (107)	15 (-)	64 (-)	10 (7)	(注)6.

- (注) 1. 上記には、2023年6月23日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含めております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の報酬限度額は、2022年6月22日開催の第35回定時株主総会において、年額280百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）と決議いただいております（当該株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役の員数は3名））。
3. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の賞与の報酬限度額は、2022年6月22日開催の第35回定時株主総会において、年額150百万円以内と決議いただいております（当該株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名）。
4. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬の報酬限度額及び株式数の上限は、2022年6月22日開催の第35回定時株主総会において、年額150百万円以内、年100,000株以内と決議いただいております（当該株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名）。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月22日開催の第35回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております（当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名）。
6. 対象となる役員の員数につきましては、実際の支給人数を記載しております。

③賞与に関する事項

財務指標及び非財務指標をそれぞれ70％：30％のウェイトとしております。

財務指標として、中期経営計画でも重要視している指標である「売上高」、「営業利益率又は営業利益額」、「サービス比率」、「重点3サービス」及び「ROE」を採用しております。中でも、当社グループが現在取り組む、物販を中心としたビジネスモデルから、ICTに関する総合的なサービスを提供するビジネスモデルへの変革を一層推進することを目的に「サービス比率」及び「重点3サービス」を重要視して以下のウェイトとしております。

売上高	営業利益率又は 営業利益額	サービス比率	重点3サービス	ROE
10%	10%	20%	20%	10%

非財務指標としては、不祥事の反省も踏まえつつ、更なる企業価値の向上を実現するために必要不可欠である「企業文化改革」、「マテリアリティ」及び「その他個人目標」を採用し、以下のウェイトとしております。

企業文化改革	マテリアリティ	その他個人目標
15%	10%	5%

これらの指標の目標達成度等に基づいて、基準額の0%~150%で変動して支給いたします。当該財務指標及び非財務指標を選定した理由は、中期経営計画に定める業績目標及び当社の社会的存在意義を確固たるものとするための非財務目標の着実な遂行、並びに過年度に発覚した不正取引事案に対する再発防止策の徹底及び企業文化改革の浸透を通じ、中長期的な企業価値の向上を取締役にこれまで以上に強く動機付けるためであります。

当事業年度における賞与に係る指標の目標、実績及び支給率は、以下のとおりであります。

	指標（ウェイト）	目標	実績	支給率（%）
財務指標（70%）	売上高（10%）	2,248億円	2,051億円	56
	営業利益率（10%）	11.2%	9.5%	75
	サービス比率（20%）	1,129億円	1,006億円	0
	重点3サービス（20%）	210億円	160億円	37
	ROE（10%）	19.5%	18.0%	0
非財務指標（30%）	企業文化改革（15%）	59.5%	54.0%	0
	マテリアリティ（10%）	B	A	150
	その他個人目標（5%）	B	B	103

- (注) 1. 企業文化改革の目標については、全従業員を対象に実施している「パルスサーベイ」における「経営陣への信頼」（執行役員以上の経営陣を信頼できると感じる）の設問に対する、最終の調査結果の肯定的な回答結果の割合を採用しております。
2. マテリアリティの目標については、サステナビリティ方針のもと、持続可能な社会への貢献と当社グループの持続的成長の両立に向けて特定した4つのマテリアリティである「安心・安全な高度情報社会の実現」、「プロフェッショナル人財の活躍」、「脱炭素社会への貢献」及び「持続可能な成長を実現するガバナンス体制の維持強化」に基づき設定したテーマごとのKPIを採用しております。上記実績は、サステナビリティ委員会において各KPIの達成度に基づく評価を行い、報酬諮問委員会において評価結果を審議するプロセス（S・A・B+・B・B-・C・Dの7段階評価）を経て最終的に決定しております。
3. その他個人目標については、当事業年度末に各人において自己評価を行い、報酬諮問委員会において評価結果を審議するプロセス（CEO以外については、CEOによる評価結果を報酬諮問委員会において審議するプロセス。いずれもS・A・B+・B・B-・C・Dの7段階評価。）を経て最終的に決定しており、7段階評価結果のうち最も人数が多かった評価結果を記載しております。

④譲渡制限付株式報酬に関する事項

譲渡制限付株式報酬の内容は譲渡制限が付された当社の普通株式であり、交付の際の条件等は、上記①記載の「役員報酬決定方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 会社の株式に関する事項（6）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要等は、以下のとおりであります。

①被保険者の範囲

当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員

②保険契約の内容の概要

当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為若しくは犯罪行為又は故意による法令違反に起因する損害賠償請求に関しては、填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要・出席状況
取 締 役	伊藤真弥	全ての取締役会（18回）に出席し、取締役会議長として、取締役会の活発かつ効率的な議事運営を行うとともに、弁護士、他社における監査等委員である社外取締役等としての豊富な経験と知識を活かし、コーポレート・ガバナンス及び法律・コンプライアンスの専門家としての積極的な意見・提言を行っております。また、同氏は、全ての指名諮問委員会（10回）及び報酬諮問委員会（9回）に委員として出席し、コーポレート・ガバナンス及び法律・コンプライアンスの専門家としての積極的な発言を行っており、これらの活動を通じて、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
	和田昌佳	全ての取締役会（18回）に出席し、企業経営の経験者としての経験及び情報通信分野の豊富な知見・経験を活かし、企業経営・テクノロジー及びリスク管理等の観点から積極的な意見・提言を行っております。また、全ての報酬諮問委員会（9回）に委員長として出席し、役員報酬制度の透明性及びアカウンタビリティの向上に大きく貢献しており、これらの活動を通じて、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
	海野 忍	全ての取締役会（15回）に出席し、企業経営の経験者としての経験及び情報通信分野の豊富な知見・経験を活かし、企業経営・テクノロジー及びリスク管理等の観点から積極的な意見・提言を行っております。また、全ての指名諮問委員会（9回）に委員長として出席し、取締役と執行役員の選解任プロセス及びサクセッションプランのモニタリングに大きく貢献しており、これらの活動を通じて、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
取 締 役 （監査等委員）	野口和弘	全ての取締役会（18回）に出席し、また、監査等委員である取締役として監査等委員会（13回）全てに出席し、公認会計士として培ってきた財務・会計に関する幅広い知見・経験を活かし、積極的な意見・提言を行っており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
	飯塚幸子	全ての取締役会（18回）に出席し、また、監査等委員である取締役として監査等委員会（13回）全てに出席し、公認会計士として培ってきた財務・会計に関する幅広い知見・経験及び他社における代表取締役としての経験を活かし、積極的な意見・提言を行っており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
	日下茂樹	全ての取締役会（18回）に出席し、また、監査等委員である取締役として監査等委員会（13回）全てに出席し、情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び他社における代表取締役又は取締役としての経験を活かし、積極的な意見・提言を行っており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。

- (注) 1. 取締役 海野忍氏は、2023年6月23日開催の第36回定時株主総会で取締役に新たに選任され就任しましたので、就任後に開催された取締役会（15回）及び指名諮問委員会（9回）への出席回数を記載しております。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	70百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	86百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、前事業年度における監査実績、当事業年度の監査計画、及び報酬見積りの算出根拠などの妥当性について検証した結果、会計監査人の報酬等の額は適切であると判断し、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告するものといたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

①処分対象

太陽有限責任監査法人

②処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

5. コーポレート・ガバナンスの状況

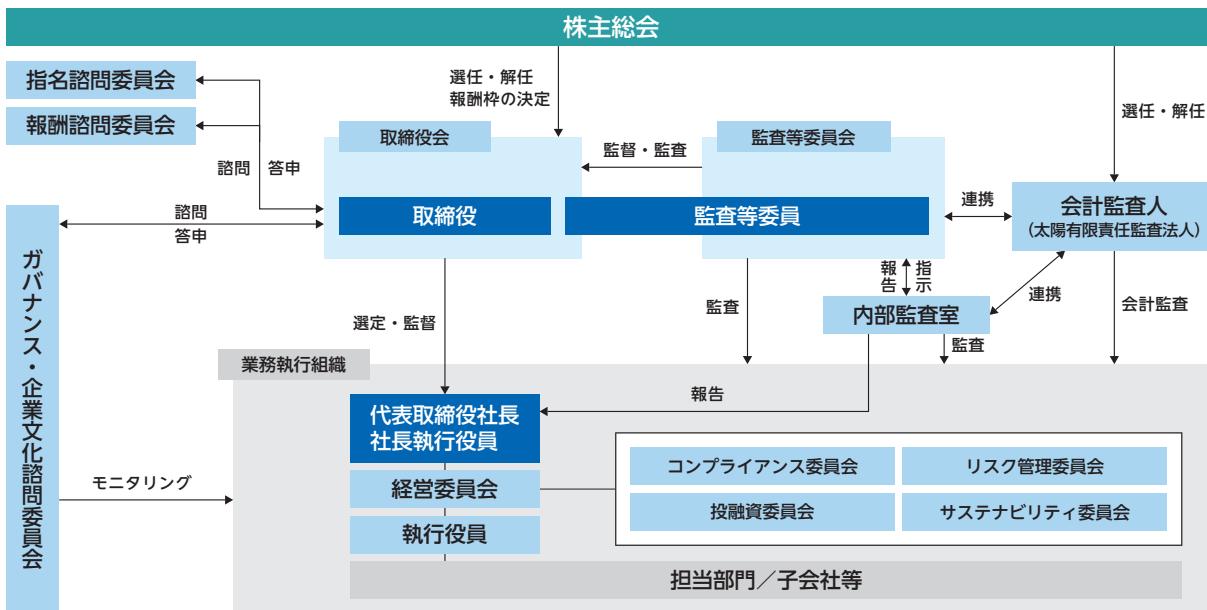
(1) 企業統治に関する基本的事項(2024年3月31日現在)

当社グループは「人とネットワークの持つ可能性を解き放ち、伝統と革新で豊かな未来を創る」ことをPurposeとして位置づけ、「一人一人が卓越した専門性と高い倫理観を持つプロフェッショナルであり、社会とお客様の課題解決に貢献する」ことをMissionとしております。

当該企業理念のもと、当社は「ネットワークに留まらないすべての企業活動におけるリーディングカンパニー」になること、また「ガバナンスのロールモデルとなる企業」になることを目指しております。

コーポレート・ガバナンスは、これらを実現し、継続した成長と中長期的な企業価値の向上を図るための重要な基盤であり、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に継続して取り組んでおります。

当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役が過半数を構成し、かつ議長を務める取締役会の設置と、監査等委員会による経営・職務執行の監督及び監査並びに指名諮問委員会及び報酬諮問委員会による取締役及び執行役員への指名及び報酬等の公正性・客観性の確保等により監督機能の強化を図り、執行機能に関しては、各分野のファンクショナルマネージャーとしてのCxOチームによる経営戦略の立案と確実な遂行、執行役員制度の導入と権限委譲による業務執行の効率化・迅速化を通して、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。



①取締役及び取締役会

当社の取締役会は、社外取締役6名（全員を東京証券取引所へ独立役員として届出）を含む9名（男性7名、女性2名）で構成され、社外取締役が議長となり原則として月1回開催しております。取締役会は、リーディングカンパニーの地位確立に向けた「攻め」の経営をリードするとともに、独立性・客観性・実効性の高い監督を実施するという役割を果たすため、必要な経営・業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行状況の報告等を通して、経営全般についての監督を行っております。当事業年度においては、取締役会を合計18回開催し、出席率はいずれの取締役も100%となっております。

②指名諮問委員会

当社は、取締役及び執行役員の選任、解任及びサクセッションプラン（候補人材の選抜、アセスメントの実施、育成施策の実施等）等の透明性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化するため、取締役会の諮問機関として、取締役及び執行役員の指名等に関する審議及び答申を行う指名諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会は社外取締役2名及び代表取締役社長で構成され、社外取締役が委員長を務めております。当事業年度においては合計10回開催し、スキル・マトリックス、本総会に付議する取締役候補者及びCEOに加え、CEO以外のCxOのサクセッションプラン等を審議し、答申を行いました。出席率はいずれの委員も100%となっております。

③報酬諮問委員会

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）及び執行役員の報酬等の透明性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化するため、取締役会の諮問機関として、取締役及び執行役員の報酬等に関する審議及び答申を行う報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は社外取締役2名及び取締役CHROで構成され、社外取締役が委員長を務めております。当事業年度においては合計9回開催し、当事業年度の取締役及び執行役員の賞与、2025年3月期に向けた役員報酬制度の検討（役員報酬水準・構成や賞与の指標、割合等）を審議し、答申を行いました。出席率はいずれの委員も100%となっております。

④業務執行体制

当社は、代表取締役社長のもとに設置した経営委員会（月2回程度開催）又は執行役員等に大幅な権限の委譲を行うことにより、取締役会の機能に関し、経営管理・監督機能に重点化を図り、経営の透明性及び公正性を確保するとともに、迅速かつ効率的な業務遂行体制を構築しております。また、各分野のファンクショナルマネージャーとしてのCxOを任命し、CxOチームとして経営戦略を立案し、遂行しております。

⑤監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名（男性2名、女性1名）で構成され、原則として月1回開催しております。監査等委員会は、取締役の職務執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等を行っております。

また、監査等委員会は、監査等委員を経営委員会、リスク管理委員会等の重要な会議へ出席させ、経営・業務執行に関する重要事項等の審議に際しては適宜意見を述べさせ、経営・業務執行状況の報告を聴取させるとともに、当社及び当社子会社の業務及び財産の状況の調査等により、法令及び定款への適合性の観点から取締役の職務の執行を監査しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を定め、これに基づいて運用を行っております。それらの概要は以下のとおりです。

【内部統制システムの基本方針】

当社は、以下の基本方針に則り、企業運営の基盤となるべき内部統制システムの整備及び運用を図るとともに、その継続的改善に努めます。

当社及び当社子会社の取締役、従業員の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するための体制

1. 当社グループ共通の企業理念、行動指針及びコンプライアンスマニュアルを制定し、これらの見直しと周知・浸透を継続することにより、コンプライアンスに関する企業文化を醸成し、適法かつ公正な企業活動の実践を徹底する。
2. コンプライアンス委員会その他コンプライアンスの主管部門が中心となって、当社グループ全体のコンプライアンス活動の方針・計画に関する審議やモニタリング並びに重大なコンプライアンス違反事案の調査及び再発防止策の審議等を行う。また、コンプライアンスに関する社内規程の整備・運用改善を図るとともに、コンプライアンスと企業理念の一体化を基本に、コンプライアンス意識の醸成と向上を目的としたコンプライアンス研修を計画的かつ継続的に実施する。
3. 当社グループにおけるコンプライアンスに違反する行為の早期発見や是正等を目的に、通報・相談窓口を社内外に設置するとともに、取締役及び執行役員のコンプライアンス違反に関する通報・相談を常勤監査等委員が受け付ける窓口を設置する。また、コンプライアンス違反に関する通報・相談があった場合、社内規程に基づき、通報・相談者の保護を徹底しながら適正かつ迅速に対処する。さらに、各種教育やイントラネットを通じて、通報・相談窓口の果たす役割と通報・相談の秘密厳守を積極的に周知する。
4. 当社グループの社内規程において「反社会的勢力との交際禁止」を行動基準として明記し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針とする。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、所轄警察署、顧問弁護士など外部専門機関との密接な連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集と適切な助言・協力を確保できる体制を整備・強化する。さらに、当社グループ内のコンプライアンス研修等を通じて、反社会的勢力排除の周知徹底を図る。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役会、経営委員会等の重要な会議体に係る議事録及び参考資料等、重要な文書については、法令及び社内規程に基づき保存及び管理を行い、取締役がこれらの文書を常時閲覧・謄写できる体制を整備する。

当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理委員会その他リスク管理の主管部門が中心となって、当社グループにおける網羅的なリスク管理活動の方針・計画の策定及びリスク分析・評価を行う。
2. リスク管理委員会その他リスク管理の主管部門が中心となって、リスクの発生防止並びに顕在化したリスクへの対応に関する指示及びモニタリング等を行う。
3. 当社グループにおけるリスクに関する情報がリスク管理委員会その他リスク管理の主管部門に適切に報告・集約される体制を整備する。
4. 当社グループにおけるリスク管理に関連する社内規程の整備・運用改善を図るとともに、発生したリスクの共有等を通して、役職員のリスク管理意識の向上を図る。
5. 当社グループにおける主なリスクは以下のとおりであり、これらリスクに対して上記のリスク管理活動を通じて適切に対処する。なお、オペレーショナルリスクに対するリスク管理活動については、いわゆる3ラインの概念を踏まえ、営業部門・事業部門を第1ライン、第1ラインを監視する業務統制部門を第1.5ライン、管理部門を第2ライン、内部監査部門を第3ラインとする組織体制を整備し、牽制機能の強化と適切なリスク管理を行うことができる体制の構築を図る。
 - (1) ビジネスリスク
 - ①景気変動、為替変動、金利変動等の経済環境の変化、市場や顧客ニーズの変化、技術開発競争や販売競争に伴う製品・サービスの市場ポジションの変化など、いわゆるビジネスリスク
 - ②大規模な自然災害、悪性の感染症の蔓延等により事業継続が困難となるリスク
 - ③新たな事業・投資におけるリスク
 - (2) オペレーショナルリスク
 - ①取締役及び従業員の不正行為や機密情報の漏えいにより会社の信用を失墜し事業が停滞するリスクなど、いわゆるオペレーショナルリスク

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 執行役員制度を導入し、取締役会の機能を経営管理・監督機能に重点化することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、経営管理・監督機能から分離された業務執行機能の迅速かつ効率的な遂行体制を構築する。
2. 取締役会決議事項を除く経営・業務執行に関する重要事項については、経営委員会において審議・決定する。
3. 主要な事項の執行決定に係る権限とプロセスは社内規程に定める。
4. 業務効率向上（コスト低減と成果拡大）の観点から、業務システムの継続的な見直しと改善を図るとともに、これを支える情報システム基盤の整備・拡充を図る。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「当社及び当社子会社の取締役、従業員の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するための体制」及び「当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載の体制のほか、以下の体制を整備する。

・ **子会社の取締役その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

1. 当社グループ各社（当社グループのうち当社以外の会社を指す。以下同じ。）の主管部門を設置し、社内規程に基づき、経営状況及び財務状況等について定期的に報告を受けるとともに、経営上の重要事項の決定に際しては、事前協議を行う。
2. 定期的にグループ事業連絡会を開催し、当社グループの経営上の諸課題等を共有するなど、円滑なグループ運営を推進する。

・ **子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

1. 中期経営計画を当社グループ各社も参画しながら策定し、当該経営計画に基づく当社グループ各社の経営状況等を定期的に報告させるとともに、進捗状況等を管理する。
2. 当社グループ各社における主要な事項の執行決定に係る権限とプロセスを当社グループ各社の社内規程に定める。

・ **その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

1. 当社の取締役又は従業員を当社グループ各社の取締役及び監査役として任命・派遣し、当社グループ各社における取締役及び従業員の業務執行状況を監督又は監査させる。
2. 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性確保に関しては、内部監査部門が、社内規程に基づき、当社グループ各社との連携により、当社グループの内部統制の整備・運用状況を定期的に把握・評価する。

当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、当該取締役及び従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員を配置する。
2. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の人事異動及び人事評価等に関しては、監査等委員会の同意を得ることとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
3. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員が監査等委員会からその職務に関して必要な指示を受けた場合、当該指示に従うよう必要な体制を整備する。

監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社グループの取締役及び従業員は、当社グループにとって重大な法令・定款違反の事実及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに自社の監査等委員会又は監査役（自社に監査等委員会又は監査役が存在しない場合は当社の監査等委員会）に報告する。
2. 当社グループの取締役及び従業員は、当社の監査等委員会又は当社グループ各社の監査役からその職務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに当該事項について報告を行う。
3. 前二項に基づき当社グループ各社の取締役及び従業員から報告を受けた当社グループ各社の監査役は、速やかにこれを当社の監査等委員会に対し報告する。また、当社グループの監査役連絡会を定期的開催し、当社の監査等委員会は、当社グループ各社の監査役から当社グループ各社における監査の実施状況等について報告を受ける。
4. 当社の監査等委員会及び当社グループ各社の監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、通報・相談窓口の果たす役割と通報・相談の秘密厳守を積極的に周知し、当社グループの役員及び従業員が安心して通報・相談できる環境を整備する。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員は、取締役会及び経営委員会等の重要な会議体への出席を通じ、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する。また、常勤監査等委員は、代表取締役をはじめとする経営陣及び社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）と定期的に会合を開き、意見交換を行った上で、その結果を他の監査等委員にも共有する。
2. 内部監査の実効性及び業務執行部門からの内部監査部門の独立性を高めるため、内部監査部門は、当社における内部監査の基本方針及び年度計画について監査等委員会の承認を得た上で、監査等委員会に対して内部監査の実施状況及びその結果について、定期的に報告をし、必要に応じその指示を受ける。また、内部監査部門の長の人事異動及び人事評価等に関しては、監査等委員会の同意を得る。
3. 監査等委員会は、会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を開き、意見交換を行う。
4. 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

【内部統制システムの運用状況の概要】

1. リスク管理体制

(1) リスク管理委員会の開催

当事業年度中は、取締役を管掌役員とし、CROである専務執行役員が委員長を務め、委員には副本部長及び部室長を任命し、合計11回開催しました。なお、オブザーバーとして、社外取締役及び内部監査室長が参加しました。

(2) リスク管理に関する取組

リスク管理委員会において、リスクの見直しを年次で実施し、グループ経営上重要なリスクの特定、評価、対応の具体化、対策の実行、モニタリングを行うことによりリスク管理活動を強化推進しております。

2. コンプライアンス体制

(1) コンプライアンス委員会の開催

当事業年度中は、CCOである専務執行役員が委員長を務め、委員には副本部長、部長・室長及び子会社の室長を任命し、合計12回開催しました。なお、オブザーバーとして、社外取締役、内部監査部門の室長、リスク管理統括部門の部長、特別顧問及び顧問弁護士が参加しました。

(2) コンプライアンスに関する取組

内部通報制度の信頼性を一層高めるため、通報窓口と通報者が匿名で直接やりとりできる仕組みを備えた通報相談窓口のシステムを運用し、通報者保護と窓口業務の統制及びスピードアップを両立できる仕組みとしております。また、各部門で取り組むべきコンプライアンスに関する活動計画の策定や意見交換を実施するとともに、部門又はチーム単位での会計リテラシーや内部統制（J-SOX）を題材にした事例研究会を開催しました。さらに、法令違反に係る重大リスクを未然に防ぐことを目的とし、当社業務に紐づく法令リスクの洗い出しと法令リスクに対応したルールの整備及び持続可能な体制整備を推進しています。その他、従業員及び協力会社社員を対象としたアンケート調査、教育啓蒙活動（eラーニング及び宣誓）及び新入社員・中途入社社員を対象とした研修等を実施するとともに、過去の不祥事をテーマとして設置した教育施設を全従業員が訪問しています。これらの活動内容はコンプライアンス委員会において審査・検討を行ったうえで具体的な対応及び措置を実施しております。

なお、当事業年度において、法令違反等に関わる重大な通報・相談案件はありませんでしたが、今後の法令違反に係る重大リスクを未然に防ぐことを目的とし、当社業務に紐づく法令リスクの洗い出しと法令リスクに対応したルールの整備及び持続可能な体制整備を推進しています。

3. 効率的業務執行体制

社内規程に定めた取締役会及び経営委員会での決議事項等の意思決定ルールに基づき、取締役会（当事業年度中に合計18回（その他、取締役会決議があったものとみなす書面決議が合計3回）開催）及び経営委員会（当事業年度中に合計22回開催）において、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行っています。

4. 子会社管理体制

子会社の取締役及び監査役には当社の取締役又は従業員を任命しております。

当社グループ各社の管理の主管部門は、社内規程の定めにより、子会社の事業計画等を経営委員会に付議しその承認を得るとともに、その経営状況について取締役会、経営委員会及び投融資委員会へ報告しております。また、当事業年度において、グループ事業連絡会を合計11回開催しました。

5. 監査等委員監査体制

監査等委員は、取締役会、経営委員会、ガバナンス・企業文化諮問委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、投融資委員会及び社外役員連絡会等の重要な会議へ出席するとともに、当社代表取締役との意見交換会（当事業年度中に合計2回開催）、当社グループの役員及び従業員とのディスカッション（ローテーションを組み合わせながら毎月開催）、グループ会社監査役連絡会及び重要な連結子会社の監査等を実施しました。

また、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受け、内部統制システムの整備状況や再発防止策に対する運用状況などについて情報交換、意見交換を実施しました。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	第37期	第36期(ご参考)	科 目	第37期	第36期(ご参考)
	2024年3月31日現在	2023年3月31日現在		2024年3月31日現在	2023年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	147,488	161,106	流動負債	66,703	80,084
現金及び預金	32,035	35,509	買掛金	16,940	17,581
受取手形、売掛金及び契約資産	46,180	51,383	短期借入金	—	8,000
リース債権及びリース投資資産	18,206	21,394	リース債務	9,842	9,977
商品	3,184	7,373	未払金	3,914	4,971
未着商品	907	230	未払法人税等	2,271	4,200
未成工事支出金	29,580	30,274	前受金	20,701	20,805
貯蔵品	22	25	資産除去債務	325	191
前払費用	16,004	14,242	賞与引当金	2,330	2,859
その他	1,367	674	役員賞与引当金	77	32
貸倒引当金	△1	△0	その他	10,297	11,462
固定資産	17,420	17,545	固定負債	21,391	22,802
有形固定資産	8,895	9,497	執行役員退職慰労引当金	220	—
建物	5,109	721	リース債務	18,688	18,574
工具、器具及び備品	3,785	3,760	資産除去債務	1,449	2,172
建設仮勘定	—	5,015	長期未払金	1,032	2,054
無形固定資産	2,644	1,523	負債合計	88,094	102,887
その他	2,644	1,523	(純資産の部)		
投資その他の資産	5,881	6,523	株主資本	76,414	76,029
投資有価証券	50	146	資本金	12,279	12,279
長期貸付金	0	1	資本剰余金	19,453	19,453
繰延税金資産	2,809	3,216	利益剰余金	47,312	47,312
その他	3,020	3,159	自己株式	△2,630	△3,017
資産合計	164,909	178,651	その他の包括利益累計額	268	△408
			繰延ヘッジ損益	268	△408
			新株予約権	130	143
			純資産合計	76,814	75,764
			負債純資産合計	164,909	178,651

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第37期	第36期(ご参考)
	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで
売上高	205,127	209,680
売上原価	152,571	159,312
売上総利益	52,555	50,367
販売費及び一般管理費	33,022	29,731
営業利益	19,533	20,635
営業外収益	359	308
受取利息	0	0
受取配当金	60	89
販売報奨金	69	9
団体保険配当金	52	69
受取保険金	53	—
受取補償金	57	—
為替差益	—	10
その他	65	128
営業外費用	741	283
支払利息	242	240
為替差損	193	—
自己株式取得費用	164	—
支払手数料	13	29
支払補償費	104	—
その他	22	14
経常利益	19,151	20,660
特別利益	—	197
投資有価証券売却益	—	11
子会社株式売却益	—	110
子会社清算益	—	75
特別損失	56	490
固定資産除却損	56	14
会員権売却損	0	—
事業整理損	—	476
税金等調整前当期純利益	19,094	20,366
法人税、住民税及び事業税	5,265	5,970
法人税等調整額	108	△110
当期純利益	13,720	14,506
非支配株主に帰属する当期純利益	—	47
親会社株主に帰属する当期純利益	13,720	14,458

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	第37期 2024年3月31日現在	第36期(ご参考) 2023年3月31日現在	科 目	第37期 2024年3月31日現在	第36期(ご参考) 2023年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	119,807	136,003	流動負債	58,259	71,091
現金及び預金	21,228	32,530	買掛金	14,444	16,268
受取手形	24	31	短期借入金	-	8,000
売掛金	36,978	40,059	リース債務	9,783	9,929
電子記録債権	554	280	未払金	4,004	5,147
リース債権及びリース投資資産	18,140	21,316	未払費用	893	657
商品	256	359	未払法人税等	1,418	3,373
未着商品	67	77	未払消費税等	1,902	1,519
未成工事支出金	25,187	25,295	前受金	16,589	17,018
貯蔵品	19	19	預り金	449	160
前払費用	15,234	13,823	資産除去債務	325	191
短期貸付金	1	302	賞与引当金	2,050	2,500
その他	2,115	1,908	役員賞与引当金	74	28
貸倒引当金	△1	△1	その他	6,321	6,295
固定資産	17,134	17,085	固定負債	21,365	22,734
有形固定資産	8,590	9,025	執行役員退職慰労引当金	220	-
建物	5,109	720	リース債務	18,662	18,507
工具、器具及び備品	3,481	3,288	資産除去債務	1,449	2,172
建設仮勘定	-	5,015	長期未払金	1,032	2,054
無形固定資産	2,184	1,427	負債合計	79,625	93,826
ソフトウェア	2,184	1,426	(純資産の部)		
その他	0	0	株主資本	57,178	59,252
投資その他の資産	6,359	6,632	資本金	12,279	12,279
投資有価証券	0	22	資本剰余金	19,453	19,453
関係会社株式	950	1,024	資本準備金	19,453	19,453
関係会社出資金	20	20	利益剰余金	28,075	30,536
従業員に対する長期貸付金	0	1	利益準備金	86	86
長期前払費用	25	6	その他利益剰余金	27,988	30,449
繰延税金資産	2,390	2,430	別途積立金	13,180	17,560
敷金及び保証金	2,898	3,053	繰越利益剰余金	14,808	12,889
その他	74	73	自己株式	△2,630	△3,017
資産合計	136,942	153,088	評価・換算差額等	7	△134
			繰延ヘッジ損益	7	△134
			新株予約権	130	143
			純資産合計	57,316	59,261
			負債純資産合計	136,942	153,088

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第37期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第36期(ご参考) 2022年4月1日から 2023年3月31日まで
売上高	162,606	160,530
売上原価	121,021	122,249
売上総利益	41,584	38,280
販売費及び一般管理費	28,212	24,313
営業利益	13,372	13,966
営業外収益	2,058	317
受取利息	5	43
受取配当金	1,710	89
為替差益	44	23
団体保険配当金	52	69
販売報奨金	69	—
受取補償金	57	—
受取保険金	53	—
その他	65	91
営業外費用	532	271
支払利息	246	240
自己株式取得費用	164	—
支払手数料	13	29
支払補償費	104	—
その他	1	1
経常利益	14,899	14,013
特別利益	—	330
投資有価証券売却益	—	11
子会社株式売却益	—	244
子会社清算益	—	75
特別損失	28	315
固定資産除却損	28	4
事業整理損	—	310
税引前当期純利益	14,870	14,028
法人税、住民税及び事業税	3,632	4,337
法人税等調整額	△22	△194
当期純利益	11,259	9,885

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

ネットワンシステムズ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲朗 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 横山 雄一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ネットワンシステムズ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネットワンシステムズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報（不正取引に関する事項）に記載されているとおり、会社は、2020年3月期において、過年度から納品実体のない取引が行われていたことが判明したため、不正行為に関連した取引を取消処理したこと等により生じた債務5,553百万円を流動負債の「その他」に含めて計上しているが、当該不正取引に関与した各社間での訴訟が継続しており、各社間での清算並びに法人税等の更正の請求等は完了していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

ネットワンシステムズ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲朗 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 横山 雄一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ネットワンシステムズ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報(不正取引に関する事項)に記載されているとおり、会社は、2020年3月期において、過年度から納品実体のない取引が行われていたことが判明したため、不正行為に関連した取引を取消処理したこと等により生じた債務5,553百万円を流動負債の「その他」に含めて計上しているが、当該不正取引に関与した各社間での訴訟が継続しており、各社間での清算並びに法人税等の更正の請求等は完了していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の遂行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

ネットワンシステムズ株式会社 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 野 口 和 弘 ㊞

監 査 等 委 員 飯 塚 幸 子 ㊞

監 査 等 委 員 日 下 茂 樹 ㊞

(注) 監査等委員野口和弘、飯塚幸子及び日下茂樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

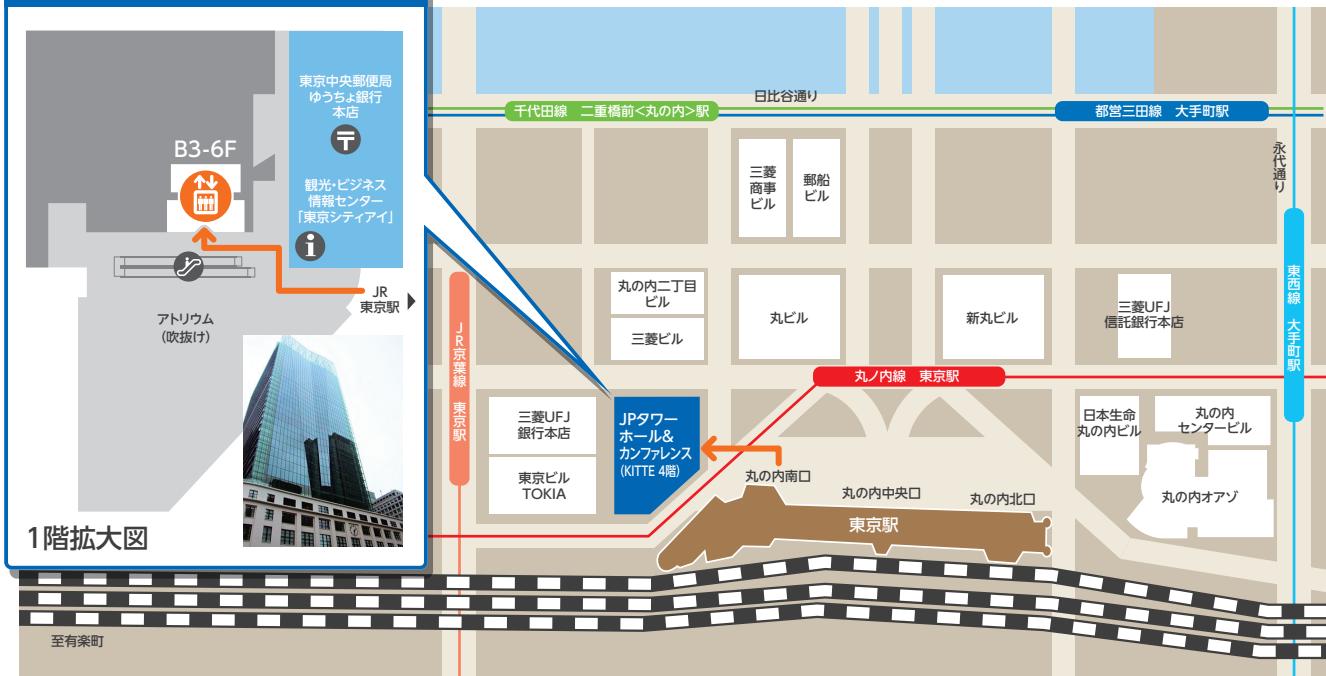
以 上

株主総会会場ご案内図

JPタワー ホール&カンファレンス (KITTE 4階)

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

JPタワー ホール&カンファレンス (KITTE 4階)



交通機関のご案内

JR 「東京駅」丸の内南口 徒歩 約 3分

地下鉄 東京メトロ丸ノ内線「東京駅」**地下道経由** 徒歩 約 5分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



※専用の駐車場をご用意いたしておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

地下改札口・地下道からのアクセスについては裏面に記載しております。



ネットワンシステムズ株式会社
TEL. 03-6256-0615(IR室)
<https://www.netone.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。